

昭和二十三年運輸省令第二十九号

港則法施行規則

港則法施行規則を次のように制定する。

目次

第一章 通則（第一条―第二十一条の二）

第二章 各則

第一節 釧路港（第二十一条の三・第二十一条の四）

第一節の二 江名港及び中之作港（第二十一条の二）

第一節の三 鹿島港（第二十三条・第二十三条の二）

第一節の四 千葉港（第二十四条）

第二節 京浜港（第二十五条―第二十九条）

第二節の二 名古屋港（第二十九条の二・第二十九条の三）

第二節の三 四日市港（第二十九条の四・第二十九条の五）

第三節 阪神港（第三十条―第三十三条）

第三節の二 水島港（第三十三条の二）

第四節 尾道糸崎港（第三十四条）

第五節 広島港（第三十五条）

第六節 関門港（第三十六条―第四十一条）

第七節 高松港（第四十二条）

第八節 高知港（第四十三条）

第九節 博多港（第四十四条）

第十節 長崎港（第四十五条）

第十一節 佐世保港（第四十六条）

第十二節 細島港（第四十七条・第四十八条）

第十三節 那覇港（第四十九条・第五十条）

附則

第一章 通則

（入出港の届出）

第一条 港則法（昭和二十三年法律第七十四号。以下「法」という。）第四条の規定による届出は、次の区分により行わなければならない。

一 特定港に入港したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した入港届を提出しなければならない。

イ 船舶の信号符号（信号符号を有しない船舶にあつては、船舶番号。次号において同じ。）、名称、種類及び国籍

ロ 船舶の総トン数

ハ 船長の氏名並びに船舶の代理人の氏名又は名称及び住所

二 直前の寄港地

ホ 入港の日時及び停泊場所

ヘ 積載貨物の種類

ト 乗組員の数及び旅客の数

ニ 特定港を出港しようとするときは、次に掲げる事項を記載した出港届を提出しなければならない。

イ 船舶の信号符号及び名称

ロ 出港の日時及び次の仕向港

ハ 前号イからハまでに掲げる事項（イに掲げる事項を除く。）のうち同号の入港届を提出した後に変更があつた事項

2 特定港に入港した場合において出港の日時があらかじめ定まっているときは、前項の届出に代えて、同項第一号及び第二号ロに掲げる事項を記載した入出港届を提出してもよい。

3 前項の入出港届を提出した後において、出港の日時に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を届けなければならない。

4 特定港内に運航又は操業の本拠を有し、当該港内における停泊場所及び一月間の入出港の日時があらかじめ定まっている場合において、漁船とあつて使用されるときは、前三項の届出に代えて、当該一月間について、次の各号に掲げる事項を記載した書面を提出してもよい。ただし、当該書面を提出した場合において、当該期間が終了したときは、遅滞なく、当該期間の入出港の実績を記載した書面を提出しなければならない。

一 第一項第一号イ及びロに掲げる事項

二 船舶所有者（船舶所有者以外の者が当該船舶を運航している場合には、その者）の氏名又は名称及び住所

三 航行経路及び当該港内における停泊場所

四 予定する一月間の入出港の日時

5 避難その他船舶の事故等によるやむを得ない事情に係る特定港への入港又は特定港からの出港をしようとするときは、第一項から第三項までの届出に代えて、その旨を港長に届け出てもよい。ただし、港長が指定した船舶については、この限りでない。

第二条 次の各号のいずれかに該当する日本船舶は、前条の届出をすることを要しない。

一 総トン数二十トン未満の汽船及び端舟その他ろかいのみをもって運転する船舶

二 平水区域を航行区域とする船舶

三 旅客定期航路事業（海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二条第四項に規定する旅客定期航路事業をいう。）に使用される船舶であつて、港長の指示する入港実績報告書及び次に掲げる書面を港長に提出しているもの

イ 一般旅客定期航路事業（海上運送法第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業をいう。）に使用される船舶にあつては、同法第三条第二項第二号に規定する事業計画（変更された場合にあつては変更後のもの。）のうち航路及び当該船舶の明細に関する部分を記載した書面並びに同条第三項に規定する船舶運航計画（変更された場合にあつては変更後のもの。）のうち運航日程及び運航時刻並びに運航の時事に関する部分を記載した書面

ロ 特定旅客定期航路事業（海上運送法第二条第五項に規定する特定旅客定期航路事業をいう。）に使用される船舶にあつては、同法第十九条の三第二項の規定により準用される同法第三条第二項第二号に規定する事業計画（変更された場合にあつては変更後のもの。）のうち航路、当該船舶の明細、運航時刻及び運航の時事に関する部分を記載した書面

（港区）

第三条 法第五条第一項の規定による特定港内の区域及びこれに停泊すべき船舶は、別表第一のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、この省令における特定港内の区域については、別表第一の港の名称の区分の欄ごとに、それぞれ同表の港区の欄及び境界の欄に掲げるとおりとする。

（びょう地の指定）

第四条 法第五条第二項の国土交通省令の定める船舶は、総トン数五百トン（関門港若松区においては、総トン数三百トン）以上の船舶（阪神港尼崎西宮芦屋区に停泊しようとする船舶を除く。）とする。

2 港長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する船舶以外の船舶に対してもびょう地の指定をすることができる。

3 法第五条第二項の国土交通省令の定める特定港は、京浜港、阪神港及び関門港とする。

4 法第五条第五項の規定により、特定港の係留施設の管理者は、当該係留施設を総トン数五百

トン（関門港若松区においては、総トン数三百トン）以上の船舶の係留の用に供するときは、次に掲げる事項を港長に届け出なければならない。

一 係留の用に供する係留施設の名称

二 係留の用に供する時期又は期間

三 係留する船舶の国籍、船種、船名、総トン数、長さ及び最大喫水

四 係留する船舶の揚荷又は積荷の種類及び数量

5 特定港の係留施設の管理者は、次の各号のいずれかに該当する船舶の係留の用に供するときは、前項の届出をすることを要しない。

一 第一条第四項の規定により、同項本文の書面を港長に提出している船舶

二 第二条第三号の規定により、同号の書面（港長の指示する入港実績報告書を除く。）を港長に提出している船舶

第五条 港長は、係留施設の使用に関する私設信号の許可をしたときは、これを海上保安庁長官に速やかに報告しなければならない。

2 びょう地の指定その他港内における船舶交通の安全の確保に関する船舶と港長との間の無線通信による連絡についての必要な事項は、海上保安庁長官が定める。

3 海上保安庁長官は、第一項の報告を受けたとき及び前項の連絡についての必要な事項を定めるときは、これを告示しなければならない。

（停泊の制限）

第六条 船舶は、港内においては、次に掲げる場所にみだりにびょう泊又は停留してはならない。

一 ふ頭、棧橋、岸壁、係船浮標及びドックの付近

二 河川、運河その他狭い水路及び船だまりの入口付近

第七条 港内に停泊する船舶は、異常な気象又は海象により、当該船舶の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、適当な予備びょうを投下する準備をしなければならない。この場合において汽船は、更に蒸気の発生その他直ちに運航できるように準備をしなければならない。

（航路）

第八条 法第十一条の規定による特定港内の航路は、別表第二のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、この省令における特定港内の航路については、別表第二の上欄に

掲げる港の名称の区分ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりとする。

第八条の二 法第十四条の規定による指示は、次の表の上欄に掲げる航路ごとに、同表の下欄に掲げる場合において、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、VHF無線電話その他の適切な方法により行うものとする。

航路	危険を生ずるおそれのある場合
仙台塩釜港航路	視程が五百メートル以下の状態で、総トン数五百トン以上の船舶が航路を航行する場合
関門航路	次の各号のいずれかに該当する場合 一 視程が五百メートル以下の状態である場合 二 早瀬瀬戸において潮流を遡って航路を航行する船舶が潮流の速度に四ノットを加えた速度（対水速度をいう。以下この表及び第三十八条において同じ。）以上の速度を保つことができずに航行するおそれがある場合
関門第二航路	関門第一航路が五百メートル以下の状態である場合
砂津航路	
戸畑航路	
若松航路	
奥洞海航路	
安瀬航路	

第八条の三 法第十八条第二項の国土交通省令で定める船舶交通が著しく混雑する特定港は、千葉港、京浜港、名古屋港、四日市港（第一航路及び午起航路に限る。以下この条において同じ。）、阪神港（尼崎西宮芦屋区を除く。以下この条において同じ。）及び関門港（響新港区を除く。以下この条において同じ。）とし、同項の国土交通省令で定めるトン数は、千葉港、京浜港、名古屋港、四日市港及び阪神港においては総トン数五百トン、関門港においては総トン数三百トンとする。

第八条の四 法第十八条第三項の国土交通省令で定める様式の標識は、国際信号旗数字旗1とする。

（えい航の制限）

第九条 船舶は、特定港内において、他の船舶その他の物件を引いて航行するときは、引船の船首から被えい物件の後端までの長さは二百メートルを超えてはならない。

2 港長は、必要があると認めるときは、前項の制限を更に強化することができる。

（縫航の制限）

第十条 帆船は、特定港の航路内を縫航してはならない。

（進路の表示）

第十一条 船舶は、港内又は港の境界付近を航行するときは、進路を他の船舶に知らせるため、海上保安庁長官が告示で定める記号を、船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信していなければならない。ただし、船舶自動識別装置を備えていない場合及び船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第三条の十六ただし書の規定により船舶自動識別装置を動作させていない場合においては、この限りではない。

第十二条 船舶は、釧路港、苫小牧港、函館港、秋田港、川崎港、鹿島港、千葉港、京浜港、新潟港、名古屋港、四日市港、阪神港、水島港、関門港、博多港、長崎港又は那覇港の港内を航行するときは、前しようその他の見やすい場所に海上保安庁長官が告示で定める信号旗を掲げて進路を表示するものとする。ただし、当該船舶が当該信号旗を有しない場合又は夜間においては、この限りでない。

（危険物の種類）

第十二条 法第二十条第二項の規定による危険物の種類は、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十三年運輸省令第三十号）第二条第一号に定める危険物及び同条第一号の二に定めるばら積み液体危険物のうち、これらの性状、危険の程度等を考慮して告示で定めるものとする。

（許可の申請）

第十三条 法第二十一条ただし書の規定による許可の申請は、停泊の目的及び期間、停泊を希望する場所並びに危険物の種類、数量及び保管方法を記載した申請書によりしなければならない。

第十四条 法第二十二條第一項の規定による許可の申請は、作業の種類、期間及び場所並びに危険物の種類及び数量を記載した申請書によりしなければならない。

第十五条 法第二十八条（法第四十五条の規定により準用する場合を含む。）の規定による許可の申請は、私設信号の目的、方法及び内容並びに使用期間を記載した申請書によりしなければならない。

第十六条 法第三十一条第一項（法第四十五条の規定により準用する場合を含む。）の規定による許可の申請は、工事又は作業の目的、方法、期間及び区域又は場所を記載した申請書によりしなければならない。

第十七条 法第三十二条の規定による許可の申請は、行事の種類、目的、方法、期間及び区域又は場所を記載した申請書によりしなければならない。

第十八条 法第三十四条第一項の規定による許可の申請は、貨物の種類及び数量、目的、方法、期間及び場所又は区域若しくは区間を記載した申請書によりしなければならない。

第十九条 港長は、前六条に定める許可の申請について、特に必要があると認めるときは、各本条に規定する事項以外の事項を指定して申請させることができる。第十五条及び第十六条の場合において第二十条の九に規定する管区海上保安本部の事務所の長についても、同様とする。

（進水等の届出）

第二十条 法第三十三条の規定による特定港内の区域及び船舶の長さは、別表第三のとおりとする。

（船舶交通の制限等）

第二十条の二 法第三十八条第一項（法第四十五条の規定により準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める水路並びに法第三十八条第五項（法第四十五条の規定により準用する場合を含む。）の信号所の位置並びに信号の方法及び意味は、別表第四のとおりとする。

第二十条の三 法第三十八条第四項の国土交通省令で定める水路は、次の各号に掲げる港ごとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

- 千葉港 千葉航路及び市原航路
- 京浜港 東京東航路、東京西航路、鶴見航路、京浜運河、川崎航路及び横浜航路
- 名古屋港 東水路、西水路及び北水路

2 法第二十二條第四項の規定による許可の申請は、運搬の期間及び区間並びに危険物の種類及び数量を記載した申請書によりしなければならない。

第十五条 法第二十八条（法第四十五条の規定により準用する場合を含む。）の規定による許可の申請は、私設信号の目的、方法及び内容並びに使用期間を記載した申請書によりしなければならない。

第十六条 法第三十一条第一項（法第四十五条の規定により準用する場合を含む。）の規定による許可の申請は、工事又は作業の目的、方法、期間及び区域又は場所を記載した申請書によりしなければならない。

第十七条 法第三十二条の規定による許可の申請は、行事の種類、目的、方法、期間及び区域又は場所を記載した申請書によりしなければならない。

第十八条 法第三十四条第一項の規定による許可の申請は、貨物の種類及び数量、目的、方法、期間及び場所又は区域若しくは区間を記載した申請書によりしなければならない。

第十九条 港長は、前六条に定める許可の申請について、特に必要があると認めるときは、各本条に規定する事項以外の事項を指定して申請させることができる。第十五条及び第十六条の場合において第二十条の九に規定する管区海上保安本部の事務所の長についても、同様とする。

（進水等の届出）

第二十条 法第三十三条の規定による特定港内の区域及び船舶の長さは、別表第三のとおりとする。

（船舶交通の制限等）

第二十条の二 法第三十八条第一項（法第四十五条の規定により準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める水路並びに法第三十八条第五項（法第四十五条の規定により準用する場合を含む。）の信号所の位置並びに信号の方法及び意味は、別表第四のとおりとする。

第二十条の三 法第三十八条第四項の国土交通省令で定める水路は、次の各号に掲げる港ごとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

- 千葉港 千葉航路及び市原航路
- 京浜港 東京東航路、東京西航路、鶴見航路、京浜運河、川崎航路及び横浜航路
- 名古屋港 東水路、西水路及び北水路

一 水路を航行する予定時刻を変更すること。

二 船舶局のある船舶にあつては、水路入航予定時刻の三時間前から当該水路から水路外に出るときまでの間における海上保安庁との連絡を保持すること。

三 当該船舶の進路を警戒する船舶又は航行を補助する船舶を配備すること。

四 前各号に掲げるもののほか、当該船舶の運航に必要と認められる事項に関すること。

（港長による情報の提供）

第二十条の三 法第四十一条第一項の国土交通省令で定める航路及び当該航路の周辺の国土交通省令で定める特定港内の区域は、別表第五のとおりとする。

2 法第四十一条第一項の規定による情報の提供は、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、VHF無線電話により行うものとする。

3 法第四十一条第一項の国土交通省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- 特定船舶が第一項に規定する航路及び特定港内の区域において適用される交通方法に従わないで航行するおそれがあると認められる場合における、当該交通方法に関する情報
- 船舶の沈没、航路標識の機能の障害その他の船舶交通の障害であつて、特定船舶の航行の安全に著しい支障を及ぼすおそれのあるものの発生に関する情報
- 特定船舶が、工事又は作業が行われている海域、水深が著しく浅い海域その他の特定船舶が安全に航行することが困難な海域に著しく接近するおそれがある場合における、当該海域に関する情報
- 他の船舶の進路を避けることが容易でない船舶であつて、その航行により特定船舶の航行の安全に著しい支障を及ぼすおそれのあるものに関する情報
- 特定船舶が他の特定船舶に著しく接近するおそれがあると認められる場合における、当該他の特定船舶に関する情報
- 前各号に掲げるもののほか、特定船舶において聴取することが必要と認められる情報（情報の聴取が困難な場合）

第二十条の四 法第四十一条第二項の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 VHF無線電話を備えていない場合

二 電波の伝搬障害等によりVHF無線電話による通信が困難な場合
三 他の船舶等とVHF無線電話による通信を行っている場合

(航法の遵守及び危険の防止のための勧告)

第二十条の五 法第四十二条第一項の規定による勧告は、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、VHF無線電話その他の適切な方法により行うものとする。

(異常気象等時特定船舶に対する情報の提供)
第二十条の六 法第四十三条第一項の国土交通省令で定める区域は、別表第六のとおりとする。

2 法第四十三条第一項の規定による情報の提供は、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、VHF無線電話により行うものとする。

3 法第四十三条第一項の国土交通省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一 異常気象等時特定船舶の進路前方にびよう泊をしている他の船舶に関する情報
二 異常気象等時特定船舶のびよう泊に異状が生ずるおそれに関する情報

三 異常気象等時特定船舶の周辺にびよう泊をしている他の異常気象等時特定船舶のびよう泊の異状の発生又は発生のおそれに関する情報
四 船舶の沈没、航路標識の機能の障害その他の船舶交通の障害であつて、異常気象等時特定船舶の航行、停留又はびよう泊の安全に著しい支障を及ぼすおそれのあるものの発生に関する情報

五 前各号に掲げるもののほか、当該区域において安全に航行し、停留し、又はびよう泊をするために異常気象等時特定船舶において聴取することが必要と認められる情報
(異常気象等時特定船舶において情報の聴取が困難な場合)

第二十条の七 法第四十三条第三項の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一 VHF無線電話を備えていない場合
二 電波の伝搬障害等によりVHF無線電話による通信が困難な場合
三 他の船舶等とVHF無線電話による通信を行っている場合

(異常気象等時特定船舶に対する危険の防止のための勧告)
第二十条の八 法第四十四条第一項の規定による勧告は、海上保安庁長官が告示で定めるところ

により、VHF無線電話その他の適切な方法により行うものとする。

(法第四十五条に規定する管区海上保安本部の事務所)

第二十条の九 法第四十五条に規定する管区海上保安本部の事務所は、海上保安庁組織規則(平成十三年国土交通省令第四号)第百八十八条に規定する海上保安監部、海上保安部又は海上保安航空基地とする。

(指定港非常災害発生周知措置がとられた際の海上保安庁長官による情報の提供)

第二十条の十 法第四十七条第一項の規定による情報の提供は、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、VHF無線電話により行うものとする。

2 法第四十七条第一項の国土交通省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一 非常災害の発生の状況に関する情報
二 船舶交通の制限の実施に関する情報
三 船舶の沈没、航路標識の機能の障害その他の船舶交通の障害であつて、指定港内船舶(法第四十七条第一項で規定する船舶をいう。以下この項において同じ。)の航行の安全に著しい支障を及ぼすおそれのあるものの発生に関する情報

四 指定港内船舶が、船舶のびよう泊により著しく混雑する海域、水深が著しく浅い海域その他の指定港内船舶が航行の安全を確保することが困難な海域に著しく接近するおそれがある場合における、当該海域に関する情報

五 前各号に掲げるもののほか、指定港内船舶が航行の安全を確保するために聴取することが必要と認められる情報
(指定港非常災害発生周知措置がとられた際の情報の聴取が困難な場合)

第二十条の十一 法第四十七条第二項の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一 VHF無線電話を備えていない場合
二 電波の伝搬障害等によりVHF無線電話による通信が困難な場合
三 他の船舶等とVHF無線電話による通信を行っている場合

(職権の委任)
第二十条の十二 法第四十七条第一項並びに法第四十八条第一項及び第二項の規定による海上保安庁長官の職権は、当該港の所在地を管轄する管区海上保安本部長に行わせる。

2 法第四十六条の規定による海上保安庁長官の職権は、当該指定港の所在地を管轄する管区海上保安本部長も行うことができる。

3 管区海上保安本部長は、法第四十七条第一項及び法第四十八条第二項の規定による職権を東京湾海上交通センターの長に行わせるものとする。(適用除外等)

第二十一条 あらかじめ港長の許可を受けた場合には、第一条及び第四条第四項の届出をすることを要しない。

2 あらかじめ港長の許可を受けた場合については、第九条第一項、第二十一条の四、第二十七条、第二十七条の二第四項、第二十七条の三第二項及び第三項、第三十条、第三十一条、第三十四条、第三十七条並びに第四十七条の規定は、適用しない。

第二十一条の二 内航海運業法施行規則(昭和二十七年運輸省令第四十二号)第九号様式備考1 括弧書の船舶に関する第四条第一項及び第四項、第八条の二、第二十七条の二第四項、第二十七条の三第二項、第二十九条の二第三項、第三十八条第一項、第四十三條第一項、第四十六條並びに別表第一(帆船に係る規定を除く)、別表第二及び別表第四の規定の適用については、これらの規定中「五百トン」とあるのは、「五百十トン」とする。

第二章 各則
第一節 釧路港
(びよう泊等の制限)

第二十一条の三 船舶は、西区東防波堤、同防波堤南端から釧路港西区南防波堤東灯台(北緯四十二度五十九分二十一秒東経百四十四度二十分三十秒)まで引いた線、西区南防波堤、釧路港西区南防波堤西灯台(北緯四十二度五十九分十九秒東経百四十四度四十二分四十二秒)から西区西防波堤突端まで引いた線、同防波堤及び陸岸を合を除いては、びよう泊し、又はえい航している船舶その他の物件を放してはならない。

一 海難を避けようとするとき。
二 運転の自由を失ったとき。
三 人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき。

四 法第三十一条の規定による港長の許可を受けて工事又は作業に従事するとき。

(えい航の制限)
第二十一条の四 釧路港東第一区において、船舶が他の船舶その他の物件を引くときは、第九条第一項の規定にかかわらず、引船の船首から被えい物件の後端までの長さは百メートル、被えい物件の幅は十五メートルを超えてはならない。

第一節の二 江名港及び中之作港
(特定航法)

第二十二條 汽船が江名港又は中之作港の防波堤の入口又は入口付近で他の汽船と出会うおそれのあるときは、出航する汽船は、防波堤の内側入航する汽船の進路を避けなければならない。

第一節の三 鹿島港
(びよう泊等の制限)
第二十三條 船舶は、深芝公共岸壁北東端(北緯三十五度五十五分三十三秒東経百四十四度四十二分)から二百四十七度四百三十メートルの地点(以下この条において「A地点」という。)から五十五度九百メートルの地点まで引いた線、同地点から三十五度八百七十メートルの地点まで引いた線、同地点から三度三十分二十六分七十七メートルの地点まで引いた線、同地点から二百七十三度三十分四十八メートルの地点まで引いた線、同地点から百八十三度三十分二千五百十メートルの地点まで引いた線、同地点から二百十五度九百四十メートルの地点まで引いた線、同地点から二百三十五度五百六十メートルの地点まで引いた線及び同地点からA地点まで引いた線により囲まれた海面(次条及び別表第四において「鹿島水路」という。)においては、次に掲げる場合を除いては、びよう泊し、又はえい航している船舶その他の物件を放してはならない。

一 海難を避けようとするとき。
二 運転の自由を失ったとき。
三 人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき。

四 法第三十一条の規定による港長の許可を受けて工事又は作業に従事するとき。

(航行に関する注意)
第二十三条の二 長さ百九十メートル(油送船(原油、液化石油ガス若しくは密閉式引火点測定器により測定した引火点が摂氏二十一度未満の液体を積載しているもの又は引火性若しくは爆発性の蒸気を発する物質を荷卸し後ガス検定を行い、火災若しくは爆発のおそれのないこと

に従事するとき。

を船長が確認していないものに限る。以下同じ。にあつては、総トン数千トン）以上の船舶は、鹿島水路を航行して鹿島港に入航し、又は鹿島港を出航しようとするときは、法第三十八條第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては鹿島水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならぬ。

第一節の四 千葉港

第二十四條 長さ四百四十メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）以上の船舶は、千葉水路を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十八條第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては当該航路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならぬ。

2 前項の事項を通報した船舶は、当該事項に変更があつたときは、直ちに、その旨を港長に通報しなければならぬ。

3 前二項の事項を通報した船舶は、当該事項に変更があつたときは、直ちに、その旨を港長に通報しなければならぬ。

第二節 京浜港

第二十五条 京浜港において、はしけを他の船舶の船側に係留するときは、次の制限に従わなければならない。

- 一 東京第一区においては、一縦列を超えないこと。
- 二 東京第二区並びに横浜第一区、第二区及び第三区においては、三縦列を超えないこと。

三 川崎第一区及び横浜第四区においては、二縦列を超えないこと。

第二十六條 船舶は、川崎第一区及び横浜第四区においては、次に掲げる場合を除いては、びよう泊し、又はえい航している船舶その他の物件を放してはならない。

- 一 海難を避けようとするとき。
- 二 運転の自由を失つたとき。
- 三 人命又は急迫した危険のある船舶の救助に從事するとき。
- 四 法第三十一条の規定による港長の許可を受けて工事又は作業に從事するとき。

（えい航の制限）

第二十七條 船舶は、京浜港において、汽艇等を引くときは、第九條第一項の規定にかかわらず、次の制限に従わなければならない。

- 一 東京区河川運河水面（第一区内の隅田川水面並びに荒川及び中川放水水面を除く。）においては、引船の船首から最後の汽艇等の船尾までの長さが百五十メートルを超えないこと。
- 二 川崎第一区及び横浜第四区において貨物等を積載した汽艇等を引くときは、午前七時から日没までの間は、引船の船首から最後の汽艇等の船尾までの長さが百五十メートルを超えないこと。

第二十七條の二 船舶は、東京西航路において、周囲の状況を考慮し、次の各号のいずれにも該当する場合には、他の船舶を追い越すことができる。

- 一 当該他の船舶が自船を安全に通過させるための動作をとることを必要としないとき。
- 二 自船以外の船舶の進路を安全に避けられるとき。

第二十九條 総トン数五千トン（油送船にあつては千トン）以上の船舶は、鶴見航路又は川崎航路を航行して川崎第一区又は横浜第四区に入航しようとするときはそれぞれ当該航路入口付近で、川崎第一区又は横浜第四区を出航して鶴見航路又は川崎航路を航行しようとするときはそれぞれ境運河前水面又は東扇島二十六号岸壁前水面水域で汽笛又はサイレンをもって長音を二回吹き鳴らさなければならない。

2 前項の規定により汽船が他の船舶の右舷側を航行して追い越そうとするときは、汽笛又はサイレンをもって長音一回に引き続いて短音一回を、その左舷側を航行して追い越そうとするときは、長音一回に引き続いて短音二回を吹き鳴らさなければならない。

3 前項の規定は、東京第一区及び東京区河川運河水面において、汽船が他の船舶を追い越そうとする場合に準用する。

4 総トン数五百トン以上の船舶は、十三号地その二東端から中央防波堤内側内買ふ頭岸壁北端

（北緯三十五度三十六分二十五秒東経百三十九度四十七分五十五秒）まで引いた線を超えて十三号地その二南東側海面を西行してはならない。

第二十七條の三 船舶は、川崎第一区及び横浜第四区においては、他の船舶を追い越してはならない。ただし、前条第一項中「東京西航路」とあるのを「川崎第一区及び横浜第四区」と読み替えて適用した場合に同項各号のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

2 総トン数五百トン以上の船舶は、京浜運河を通り抜けてはならない。

3 総トン数千トン以上の船舶は、塩浜信号所から百五十二度に東扇島まで引いた線を超えて京浜運河を西行してはならない。

4 総トン数千トン以上の船舶は、京浜運河において、午前六時三十分から午前九時までの間は、船首を回転してはならない。

（航行に関する注意）

2 京浜運河から他の運河に入航し、又は他の運河から京浜運河に入航しようとする汽船は、京浜運河と当該他の運河との接続点の手前百五十メートルの地点に達したときは、汽笛又はサイレンをもって長音一回を吹き鳴らさなければならない。

第二十九條 総トン数五千トン（油送船にあつては千トン）以上の船舶は、鶴見航路又は川崎航路を航行して川崎第一区又は横浜第四区に入航しようとするときはそれぞれ当該航路入口付近で、川崎第一区又は横浜第四区を出航して鶴見航路又は川崎航路を航行しようとするときはそれぞれ境運河前水面又は東扇島二十六号岸壁前水面水域で汽笛又はサイレンをもって長音を二回吹き鳴らさなければならない。

2 長さ百五十メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）以上の船舶は、東京東航路を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十八條第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては当該航路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならぬ。

3 長さ三百メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）以上の船舶は、東京西航路を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十八條第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては当該航路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならぬ。

4 総トン数千トン以上の船舶は、鶴見航路若しくは川崎航路を航行して移動し、又は川崎第一区及び横浜第四区において移動し（京浜運河以外の水域内において移動するときを除く。）、若しくは鶴見航路若しくは川崎航路を航行して出航しようとするときは、法第三十八條第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつてはそれぞれ当該航路入口付近に達する予定時刻とし、移動し、又は出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならぬ。

行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十八條第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては当該航路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならぬ。

4 総トン数千トン以上の船舶は、鶴見航路若しくは川崎航路を航行して入航し、又は川崎第一区及び横浜第四区において移動し（京浜運河以外の水域内において移動するときを除く。）、若しくは鶴見航路若しくは川崎航路を航行して出航しようとするときは、法第三十八條第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつてはそれぞれ当該航路入口付近に達する予定時刻とし、移動し、又は出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならぬ。

5 長さ六十メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）以上の船舶は、横浜航路を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十八條第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては当該航路入口付近に達する予定時刻とし、移動し、又は出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならぬ。

6 第二項から前項までの事項を通報した船舶は、当該事項に変更があつたときは、直ちに、その旨を港長に通報しなければならない。

第二節の二 名古屋港

（特定航法）

第二十九條の二 第二十七條の二第一項及び第二項の規定は、東航路、西航路（西航路北側線西側屈曲点から百三十五度に引いた線の両側それぞれ五百メートル以内の部分を除く。）及び北航路において、船舶（同条第二項を準用する場合にあつては、汽船）が他の船舶を追い越そうとする場合に準用する。

2 船舶が第一項に規定する航路の部分を行っているとときは、その付近にある他の船舶は、航路外から航路に入り、航路から航路外に出、又は航路を横切つて航行してはならない。

3 船舶が第一項に規定する航路の部分を行っているとときは、その付近にある他の船舶は、航路外から航路に入り、航路から航路外に出、又は航路を横切つて航行してはならない。

3 総トン数五百トン未満の船舶は、東航路、西航路及び北航路においては、航路の右側を航行しなければならない。

4 東航路を航行する船舶と西航路又は北航路を航行する船舶とが出会うおそれのある場合は、西航路又は北航路を航行する船舶は、東航路を航行する船舶の進路を避けなければならない。

5 西航路を航行する船舶（西航路を航行して東航路に入った船舶を含む。以下この項において同じ。）と北航路を航行する船舶（北航路を航行して東航路に入った船舶を含む。以下この項において同じ。）とが東航路において出会うおそれのある場合は、西航路を航行する船舶は、北航路を航行する船舶の進路を避けなければならない。

（航行に関する注意）

第二十九条の三 長さ二百七十メートル（油送船にあつては、総トン数五千トン）以上の船舶は、高潮防波堤東信号所から百二十三度三十分三十八百四メートルの地点から百二十三度三十分三十分引いた線と東航路西側線屈曲点から百二十三度三十分引いた線との間の航路（以下この項及び別表第四において「東水路」という。）を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十八条第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては東水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

2 長さ百七十五メートル（油送船にあつては、総トン数五千トン）以上の船舶は、次に掲げる水路を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十八条第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつてはそれぞれ当該水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

一 西水路（名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台（北緯三十五度三十四秒東経百三十六度四十八分六秒）から百二十九度二千四百四メートルの地点から百二十八度引いた線と西航路北側線西側屈曲点から百三十五度引いた線との間の同航路をいう。別表第四において同じ。）

二 北水路（金城信号所から百七十五度三十分七十五メートルの地点から百二十三度三十分引いた線以北の北航路をいう。別表第四において同じ。）

3 前二項の事項を通報した船舶は、当該事項に変更があつたときは、直ちに、その旨を港長に通報しなければならない。

第二節の三 四日市港

（特定航法）

第二十九条の四 四日市港において、第一航路を航行する船舶と午起航路を航行する船舶とが出会うおそれのある場合は、午起航路を航行する船舶は、第一航路を航行する船舶の進路を避けなければならない。

（航行に関する注意）

第二十九条の五 総トン数三千トン以上の船舶は、第一航路を航行して入航し、又は第一航路若しくは午起航路を航行して出航しようとするときは、法第三十八条第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては第一航路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

2 前項の事項を通報した船舶は、当該事項に変更があつたときは、直ちに、その旨を港長に通報しなければならない。

第三節 阪神港

（停泊の制限）

第三十条 船舶は、阪神港大阪区河川運河水面（大阪北港北灯台（北緯三十四度四十分二十四秒東経百三十五度二十四分九秒）から百三度七百三十三メートルの地点から九十九度対岸まで引いた線、天保山記念碑と桜島入堀西岸南端とを結んだ線、第三突堤第八号岸壁東端（北緯三十四度三十八分五十一秒東経百三十五度四十七分六秒）から百二十分三十分対岸まで引いた線、木津川口両突堤を結んだ線及び木津川運河西口両突堤を結んだ線からそれぞれ上流の港域内の河川及び運河水面をいう。以下同じ。）において、両岸から河川幅又は運河幅の四分の一以内の水域に停泊し、又は係留しなければならない。

2 阪神港神戸区防波堤内において、はしけを岸壁、棧橋又は突堤に係留中の船舶の船側に係留するときは二縦列を、その他の船舶の船側に係留するときは三縦列を超えてはならない。

（えい航の制限）

第三十一条 船舶は、阪神港大阪区防波堤内において、汽艇等を引くときは、第九条第一項の規定にかかわらず、次の制限に従わなければならない。

一 阪神港大阪区河川運河水面（木津川運河水面を除く。）においては、引船の船首から最後の汽艇等の船尾までの長さが百二十メートルを超えないこと。

二 木津川運河水面においては、引船の船首から最後の汽艇等の船尾までの長さが八十メートルを超えないこと。

（特定航法）

第三十二条 第二十七条の二第二項の規定は、阪神港大阪区河川運河水面において、汽船が他の船舶を追い越そうとする場合に準用する。

（航行に関する注意）

第三十三条 総トン数五千トン以上の船舶は、第一号の地点から第三号の地点までを順次に結んだ線と第四号の地点から第六号の地点までを順次に結んだ線との間の海面（以下この項及び別表第四において「南港水路」という。）を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十八条第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては南港水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

一 大阪南港北防波堤灯台（北緯三十四度三十七分四十三秒東経百三十五度三十三分四十八秒）から百三十三度五百七十七メートルの地点

二 大阪南港北防波堤灯台から二百三十三度七十七メートルの地点

三 大阪南港北防波堤灯台から二百九十八度三十分五十二メートルの地点

四 大阪南港北防波堤灯台から百四十一度六百六十メートルの地点

五 大阪南港北防波堤灯台から二百四度三百八十メートルの地点

六 大阪南港北防波堤灯台から二百六十九度三十分六百二十メートルの地点

2 総トン数三千トン以上の船舶は、堺信号所から三百一度二千五百四十メートルの地点から二十九度引いた線以東の堺航路（以下この項及び別表第四において「堺水路」という。）を航行して堺泉北第二区若しくは堺泉北第三区に入航し、又は堺泉北第二区若しくは堺泉北第三区を出航しようとするときは、法第三十八条第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては堺水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

3 総トン数一万トン以上の船舶は、浜寺信号所から二百六十二度四十分二千七百五十五メートルの地点から百八十一度引いた線以東の浜寺航路（以下この項及び別表第四において「浜寺水路」という。）を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十八条第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては浜寺水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

4 総トン数四万トン（油送船にあつては、千トン）以上の船舶は、神戸中央航路を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十八条第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

5 前各項の事項を通報した船舶は、当該事項に変更があつたときは、直ちに、その旨を港長に通報しなければならない。

第三節の二 水島港

（航行に関する注意）

第三十三条の二 長さ二百メートル以上の船舶は、港内航路を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十八条第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては当該航路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

2 前項の事項を通報した船舶は、当該事項に変更があったときは、直ちに、その旨を港長に通報しなければならない。

第四節 尾道糸崎港 (停泊の制限)

第三十四条 尾道糸崎港第三区においては、船舶を岸壁又は棧橋に係留中の船舶の船側に係留してはならない。

第五節 広島港 (特定航法)

第三十五条 第二十七条の二第一項及び第二項の規定は、航路において、船舶(同条第二項を準用する場合にあつては、汽船)が他の船舶を追い越そうとする場合に準用する。

第六節 関門港 (びよう泊の方法)

第三十六条 港長は、必要があると認めるときは、関門港内にびよう泊する船舶に対し、双びよう泊を命ずることが出来る。

第七節 船の制限

第三十七条 船舶は、関門航路において、汽艇等を引くときは、第九条第一項の規定によるほか、一縦列にしなければならない。

(特定航法)

第三十八条 船舶は、関門港においては、次の航法によらなければならない。

一 関門航路及び関門第二航路を航行する汽船は、できる限り、航路の右側を航行すること。

二 田野浦区から関門航路にしようとする汽船は、門司埼灯台(北緯三十三度五十七分四十四秒東経百三十三度五十七分四十七秒)から六十七度千九百八十メートルの地点から三百二十一度三十分引いた線以東の航路から入航すること。

三 早瀬瀬戸を西行しようとする総トン数百トン未満の汽船は、前二号に規定する航法によらなければならない。この場合においては、できるだけ門司埼に近寄つて航行し、他の船舶に行き会つたときは、右舷を相対して航過すること。

四 第一号の規定により早瀬瀬戸を東行する汽船は、前号の規定により同瀬戸を航行する汽船を常に右舷に見て航過すること。

五 潮流を遡り早瀬瀬戸を航行する汽船は、潮流の速度に四ノットを加えた速力以上の速力を保つこと。

六 若松航路及び奥洞海航路においては、総トン数五百トン以上の船舶は航路の中央部を、その他の船舶は、航路の右側を航行すること。

七 関門航路を航行する船舶と砂津航路、戸畑航路、若松航路又は関門第二航路(以下この号において「砂津航路等」という。)を航行する船舶とが出会ふおそれのある場合は、砂津航路等を航行する船舶は、関門航路を航行する船舶の進路を避けること。

八 関門第二航路を航行する船舶と安瀬航路を航行する船舶とが出会ふおそれのある場合は、安瀬航路を航行する船舶は、関門第二航路を航行する船舶の進路を避けること。

九 関門第二航路を航行する船舶と若松航路を航行する船舶とが出会ふおそれのある場合は、若松航路を航行する船舶は、関門第二航路を航行する船舶の進路を避けること。

十 戸畑航路を航行する船舶と若松航路を航行する船舶とが出会ふおそれのある場合は、若松航路を航行する船舶は、戸畑航路を航行する船舶の進路を避けること。

十一 若松航路を航行する船舶と奥洞海航路を航行する船舶とが出会ふおそれのある場合は、奥洞海航路を航行する船舶は、若松航路を航行する船舶の進路を避けること。

十二 第二十七条の二第一項及び第二項の規定は、関門航路(関門橋西側線と火ノ山下潮流信号所(北緯三十三度五十八分六秒東経百三十三度五十七分四十一秒)から百三十三度五十七分四十四秒)から百三十三度五十七分四十四秒の間の関門航路(第四十条第一項及び別表第四において「早瀬瀬戸水路」という。)を除く。において、船舶(第二十七条の二第二項を準用する場合にあつては、汽船)が他の船舶を追い越そうとする場合に準用する。

第三十九条 汽艇等その他の物件を引いている船舶は、若松航路のうち、若松港口信号所から百十度三十分千九百九十五メートルの地点から百六十四度引いた線と同信号所から二百二十三度千八百三十五メートルの地点から三百一十一度三十分引いた線との間の航路を横断してはならない。

(航行に関する注意)

第四十条 総トン数一万トン(油送船にあつては、三千トン)以上の船舶は、早瀬瀬戸水路を

航行しようとするときは、法第三十八条第二項各号に掲げる事項(同項第三号に掲げる事項は、早瀬瀬戸水路入口付近に達する予定時刻とする。)を通航予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

2 総トン数三百トン以上の船舶は、若松港口信号所から百八十四度三十分千三百三十五メートルの地点から三百四十九度引いた線以西の若松航路(以下この項及び別表第四において「若松水路」という。)を航行して入航し、又は若松水路若しくは奥洞海航路を航行して出航しようとするときは、法第三十八条第二項各号に掲げる事項(同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては若松水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。)を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

3 前二項の事項を通報した船舶は、当該事項に変更があつたときは、直ちに、その旨を港長に通報しなければならない。

(縫航の制限)

第四十一条 帆船は、門司区、下関区、西山区及び若松区を縫航してはならない。

第七節 高松港 (びよう泊等の制限)

第四十二条 船舶は、朝日町防波堤、高松港朝日町防波堤灯台(北緯三十四度二十一分三十八秒東経百三十四度三十三分三十二秒)から高松港玉藻防波堤灯台(北緯三十四度二十一分四十一秒東経百三十四度三分六秒)まで引いた線、玉藻地区玉藻防波堤、北浜町北東端から三十七度引いた線及び陸岸により囲まれた海面(航路を除く。)においては、次に掲げる場合を除いては、びよう泊し、又はえい航している船舶その他の物件を放してはならない。

一 海難を避けようとするとき。
二 運転の自由を失つたとき。
三 人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき。
四 法第三十一条の規定による港長の許可を受けて工事又は作業に従事するとき。

第八節 高知港 (航行に関する注意)

第四十三条 総トン数千トン(油送船にあつては、五百トン)以上の船舶は、高知港御置瀬灯台(北緯三十三度三十分二十六秒東経百三十三度三十三分三十四秒)から九十度引いた線以南の航路(以下この項及び別表第四において「高知水路」という。)を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十八条第二項各号に掲げる事項(同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては高知水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。)を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

2 前項の事項を通報した船舶は、当該事項に変更があつたときは、直ちに、その旨を港長に通報しなければならない。

第十二節 細島港 (停泊の制限)

第四十七条 日向製錬所護岸北東端から八十四度五百メートルの地点まで引いた線(以下この節において「A線」という。)、東ソー日向株式会社

度三十三分三十四秒)から九十度引いた線以南の航路(以下この項及び別表第四において「高知水路」という。)を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十八条第二項各号に掲げる事項(同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては高知水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。)を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

2 前項の事項を通報した船舶は、当該事項に変更があつたときは、直ちに、その旨を港長に通報しなければならない。

第九節 博多港 (特定航法)

第四十四条 博多港において、中央航路を航行する船舶と東航路を航行する船舶とが出会ふおそれのある場合は、東航路を航行する船舶は、中央航路を航行する船舶の進路を避けなければならない。

第十節 長崎港 (縫航の制限)

第四十五条 帆船は、長崎港第一区及び第二区を縫航してはならない。

第十一節 佐世保港 (航行に関する注意)

第四十六条 総トン数五百トン以上の船舶は、金比羅山山頂(百メートル)から高崎岬まで引いた線以西の航路(以下この項及び別表第四において「佐世保水路」という。)を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十八条第二項各号に掲げる事項(同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては佐世保水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。)を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

2 前項の事項を通報した船舶は、当該事項に変更があつたときは、直ちに、その旨を港長に通報しなければならない。

社護岸南東端（北緯三十二度二十六分二十八秒東經三百三十一度三十八分五十九秒）から百二十九度三百メートルの地点まで引いた線（以下この条において「B線」という。）及びB線以北の陸岸により囲まれた海面においては、船舶を他の船舶の船側に係留してはならない。

2 B線及び陸岸により囲まれた海面並びに番所鼻東端から零度に引いた線（以下この節において「C線」という。）及び陸岸により囲まれた海面（漁船船だまりを除く。次条において同じ。）において、船舶を他の船舶の船側に係留するときは、三縦列を超えてはならない。

3 総トン数五百トン以上の船舶は、前二項に規定する海面においては、船尾のみを係留施設に係留してはならない。

（びよう泊等の制限）

第四十八條 船舶は、A線及び陸岸により囲まれた海面（航路を除く。）並びにC線及び陸岸により囲まれた海面においては、次に掲げる場合を除いては、びよう泊し、又はえい航している船舶その他の物件を放してはならない。

- 一 海難を避けようとするとき。
二 運転の自由を失ったとき。
三 人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき。
四 法第三十一条の規定による港長の許可を受けて工事又は作業に従事するとき。

第十三節 那覇港

（びよう泊等の制限）

第四十九條 船舶は、那覇港新港第一防波堤南灯台（北緯二十六度十三分二十七秒東經百二十七度三十九分六秒）から百二十八度千四百四十五メートルの地点から三百九度七百八十五メートルの地点まで引いた線、同地点から二百十九度三百メートルの地点まで引いた線、同地点から那覇港右舷灯台（北緯二十六度十二分四十八秒東經百二十七度三十九分四十七秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに国場川明治橋下流の河川水面（次条第一項及び別表第四において「那覇水路」という。）においては、次に掲げる場合を除いては、びよう泊し、又はえい航している船舶その他の物件を放してはならない。

- 一 海難を避けようとするとき。
二 運転の自由を失ったとき。
三 人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき。

四 法第三十一条の規定による港長の許可を受けて工事又は作業に従事するとき。
（航行に関する注意）

第五十條 総トン数五百トン以上の船舶は、那覇水路を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十八條第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては那覇水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

- 2 前項の事項を通報した船舶は、当該事項に変更があつたときは、直ちに、その旨を港長に通報しなければならない。

附則

- 1 この省令は、港則法施行の日（昭和二十三年七月十六日）から、これを適用する。
2 開港港則施行規則（昭和二年通信省令第七号）は、これを廃止する。
3 開港港則（明治三十一年勅令第百三十九号）及び開港港則施行規則の規定によりした処分、手続その他の行為は法及びこの省令中にこれに相当する規定がある場合には、法及びこの省令の規定によりこれをしたものとみなす。

附則（昭和二十四年六月一日運輸省令第一九号）
この省令は、公布の日から施行し、昭和二十四年五月二十四日から適用する。

附則（昭和二十七年九月二日運輸省令第八三号）
この省令は、昭和二十七年十月一日から施行する。

附則（昭和二十九年七月二日運輸省令第四三三号）
この省令は、昭和二十九年八月十日から施行する。

附則（昭和三十一年一月一六日運輸省令第二二二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十三年六月六日運輸省令第二二二号）
この省令は、昭和三十三年六月十日から施行する。

附則（昭和三十三年八月二〇日運輸省令第三〇号）抄
（施行期日）

1 この省令は、昭和三十三年十一月一日から施行する。

附則（昭和三十三年六月五日運輸省令第二〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十四年四月二七日運輸省令第一七号）
この省令は、昭和三十四年五月一日から施行する。

附則（昭和三十五年五月二〇日運輸省令第一八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十六年五月二六日運輸省令第三一七号）
この省令は、昭和三十六年六月十五日から施行する。

附則（昭和三十七年六月三〇日運輸省令第三五五号）
この省令は、昭和三十七年七月一日から施行する。

附則（昭和三十七年二月二六日運輸省令第六五五号）
この省令は、昭和三十八年一月十五日から施行する。

附則（昭和三十八年三月二八日運輸省令第五五号）
この省令は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附則（昭和三十八年六月二五日運輸省令第三〇号）
この省令は、昭和三十八年七月一日から施行する。

附則（昭和三十八年七月三〇日運輸省令第三六号）
この省令は、昭和三十八年八月一日から施行する。

附則（昭和三十九年二月二日運輸省令第四号）
この省令は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附則（昭和三十九年一〇月一七日運輸省令第七六号）
この省令は、昭和三十九年十一月一日から施行する。

附則（昭和四〇年七月二日運輸省令第四九号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四〇年二月一七日運輸省令第七一号）
この省令は、昭和四十一年一月一日から施行する。

附則（昭和四十一年九月二日運輸省令第四九号）
この省令は、昭和四十一年十月十日から施行する。

附則（昭和四十二年六月二三日運輸省令第三四号）抄
この省令は、昭和四十二年七月十五日から施行する。

1 この省令は、昭和四十二年七月十五日から施行する。ただし、別表第一青森の部第一区の項、同表京浜の部東京区第三区の項、同表和歌山下津の部和歌山区第一区の項及び第二区の項、同表広島部の部第一区の項並びに別表第四八戸の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十三年七月一八日運輸省令第三二二号）
この省令は、昭和四十三年八月一日から施行する。

附則（昭和四十三年一月八日運輸省令第五三三号）
この省令は、昭和四十三年十一月十五日から施行する。ただし、別表第四京浜の部の改正規定は、昭和四十一年一月一日から施行する。

附則（昭和四十四年六月四日運輸省令第三三二号）
この省令は、昭和四十四年六月十日から施行する。ただし、別表第一長崎の部第四区の項及び別表第三の改正規定は公布の日から、別表第一新潟の部及び別表第四新潟の部の改正規定は同年八月一日から施行する。

附則（昭和四十四年二月八日運輸省令第五三三号）
この省令は、昭和四十四年十二月十五日から施行する。ただし、第四節の次に二節を加える改正規定、別表第二小松島の項の次に高松の項を加える改正規定及び別表第四の改正規定は、昭和四十五年一月十五日から施行する。

附則（昭和四十五年三月二八日運輸省令第一三三三号）
この省令は、昭和四十五年三月三十一日から施行する。

附則（昭和四十五年五月二七日運輸省令第三九号）
この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、昭和四十五年六月十五日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、同年六月一日から施行する。

附則 (昭和四十五年六月一日運輸省令第四三三号) この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四十五年八月八日運輸省令第七〇号) この省令は、昭和四十五年八月二十日から施行する。

附則 (昭和四十六年五月一日運輸省令第二四号) この省令は、昭和四十六年五月十五日から施行する。ただし、別表第二千葉の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四十六年六月一日運輸省令第二九号) この省令は、昭和四十六年七月一日から施行する。

附則 (昭和四十六年一〇月一五日運輸省令第五九号) この省令は、昭和四十六年十一月一日から施行する。ただし、別表第二函館の部第三航路の項及び同表東播磨の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四十七年五月一五日運輸省令第三六号) 抄 (施行期日) この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四十七年六月五日運輸省令第三九号) この省令は、昭和四十七年六月十五日から施行する。ただし、別表第一博多の部第一区の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四十八年二月二三日運輸省令第四号) この省令は、昭和四十八年三月十日から施行する。

附則 (昭和四十八年三月二七日運輸省令第九号) 抄 (施行期日) この省令は、法の施行の日(昭和四十八年七月一日)から施行する。

附則 (昭和四十九年一月二二日運輸省令第一号) この省令は、昭和四十九年二月一日から施行する。

附則 (昭和四十九年四月二日運輸省令第一二二号) この省令は、昭和四十九年四月十二日から施行する。

附則 (昭和四十九年一〇月二八日運輸省令第四一〇号) この省令は、昭和四十九年十一月十五日から施行する。ただし、第二十四条の五及び別表第一酒田の部の改正規定は、昭和四十九年十一月一日から施行する。

附則 (昭和五〇年七月二日運輸省令第二四号) この省令は、昭和五十年七月十日から施行する。ただし、第一条の規定中別表第五八戸の部の改正規定は、昭和五十年七月十五日から施行する。

附則 (昭和五一年三月二六日運輸省令第七号) 抄 (施行期日) この省令は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附則 (昭和五一年七月九日運輸省令第二八号) 抄 この省令は、昭和五十一年七月二十日から施行する。ただし、第一条の規定中港則法施行規則第二十九条の二第五項の改正規定、同令第二章第四節の二の次に一節を加える改正規定、同令別表第四の部の改正規定、同令別表第五の改正規定(同表関門の部を改める部分を除く)は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五一年九月二七日運輸省令第三九号) この省令は、昭和五十一年十月一日から施行する。

附則 (昭和五二年六月七日運輸省令第一四号) 抄 (施行期日) この省令は、海上衝突予防法(昭和五十二年法律第六十二号)の施行の日(千九百七十二年の海上における衝突の予防のための国際規則に関する条約が日本国について効力を生ずる日)から施行する。

附則 (昭和五二年一月一七日運輸省令第三二号) 抄 (施行期日) この省令は、昭和五十三年一月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

附則 (昭和五三年一月二三日運輸省令第一号) この省令は、昭和五十三年二月一日から施行する。

附則 (昭和五四年一月一九日運輸省令第一号) この省令は、昭和五十四年二月一日から施行する。

附則 (昭和五四年九月二五日運輸省令第三八号) 抄 (施行期日) この省令は、昭和五十四年十月一日から施行する。

附則 (昭和五五年一月二二日運輸省令第二号) この省令は、昭和五十五年二月一日から施行する。

附則 (昭和五五年八月二二日運輸省令第二四号) この省令は、昭和五十五年八月二十日から施行する。

附則 (昭和五六年一〇月一三日運輸省令第四四号) この省令は、昭和五十六年十月二十日から施行する。

附則 (昭和五七年七月八日運輸省令第一六号) この省令は、昭和五十七年七月十日から施行する。

附則 (昭和五八年八月三〇日運輸省令第四三三号) この省令は、昭和五十八年九月一日から施行する。

附則 (昭和五九年六月一八日運輸省令第一六号) この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。ただし、別表第四名古屋の部の改正規定は、昭和五十九年七月二十日から施行する。

附則 (昭和五十九年八月二四日運輸省令第二六号) この省令は、昭和五十九年九月一日から施行する。

附則 (昭和六〇年四月二五日運輸省令第一八号) 抄 (施行期日) この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六〇年七月九日運輸省令第二六号) 抄 (施行期日) この省令は、昭和六十一年六月十五日から施行する。ただし、第一条中別表第一に尼崎西宮芦屋の部を加える改正規定及び別表第四大阪の部安治川口水面の項の改正規定、第二条の規定並びに第三条の規定は、同年十月一日から施行する。

附則 (昭和六一年六月三日運輸省令第二〇号) この省令は、昭和六十一年六月十五日から施行する。

附則 (昭和六一年六月二七日運輸省令第二五号) 抄 (施行期日) この省令は、昭和六十一年七月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

附則 (昭和六二年五月二二日運輸省令第四二二号) 抄 この省令は、昭和六十二年七月一日から施行する。

附則 (昭和六二年七月三日運輸省令第四九号) この省令は、昭和六十二年七月十日から施行する。

附則 (昭和六三年七月二二日運輸省令第二三三号) この省令は、昭和六十三年七月二十日から施行する。ただし、第一条中別表第二四日市の部の改正規定は、同年九月十日から施行する。

附則 (平成元年七月二一日運輸省令第二五号) この省令は、平成元年八月一日から施行する。

附則 (平成二年六月八日運輸省令第一六号) この省令は、平成二年七月一日から施行する。

附則 (平成二年七月三一日運輸省令第二四号) この省令は、平成二年八月六日から施行する。ただし、別表第四京浜の部の改正規定は、同年十二月一日から施行する。

附則（平成三年一〇月二二日運輸省令第三四号）
この省令は、平成三年十一月一日から施行する。

附則（平成四年一二月九日運輸省令第三五号）抄
この省令は、平成四年十二月十五日から施行する。

附則（平成五年八月二五日運輸省令第二七号）
この省令は、平成五年九月一日から施行する。

附則（平成六年六月二四日運輸省令第二八号）
この省令は、平成六年七月十五日から施行する。

附則（平成七年一月二〇日運輸省令第二号）
この省令は、平成七年二月一日から施行する。

附則（平成七年三月一七日運輸省令第一一号）
この省令は、平成七年四月一日から施行する。

附則（平成七年七月二二日運輸省令第六七号）
この省令は、平成八年一月五日から施行する。

附則（平成八年三月二五日運輸省令第二二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成八年七月一九日運輸省令第四四号）
この省令は、平成八年七月二五日から施行する。

附則（平成八年一〇月九日運輸省令第五四号）
この省令は、平成八年十月十五日から施行する。ただし、第一条中港則法施行規則別表第二京浜の部鶴見航路の項及び別表第四京浜の部鶴見航路、京浜運河及び川崎航路の項の改正規定は、平成八年十月十四日から施行する。

附則（平成九年一〇月一七日運輸省令第六九号）
この省令は、平成九年十月二十四日から施行する。

附則（平成一〇年九月二日運輸省令第六四号）

この省令は、平成十年九月十日から施行する。

附則（平成一二年三月二五日運輸省令第一一号）
この省令は、平成一二年四月一日から施行する。

附則（平成一二年一〇月二二日運輸省令第四五号）
この省令は、平成一二年十月二十九日から施行する。

附則（平成一二年三月二四日運輸省令第一〇号）
この省令は、平成一二年四月一日から施行する。

附則（平成一二年七月一三日運輸省令第二六号）
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二十九条の三第一項第二号及び別表第二名古屋の部西航路の項の改正規定は、平成一二年七月二十日から施行する。

附則（平成一二年九月一日運輸省令第三〇号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、海上運送法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十一号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成十二年十月一日）から施行する。

第十三条 改正法の施行の際現に第三条の規定による改正前の港則法施行規則第二条第三号に規定する書面を提出している船舶は、第三条の規定による改正後の港則法施行規則第二条第三号に規定する書面を提出したものとみなす。

附則（平成一二年一二月二九日運輸省令第三九号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附則（平成一三年八月二二日国土交通省令第一一九号）
この省令は、平成十三年九月十日から施行する。

附則（平成一四年四月一日国土交通省令第五三三号）
この省令は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。

附則（平成一四年六月二一日国土交通省令第七二号）
この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

附則（平成一四年七月二五日国土交通省令第九〇号）
この省令は、平成十四年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第二京浜の項の改正規定 平成十四年八月二十日
二 第二章第四節の三の改正規定、同章第四節の四を削る改正規定、同章第五節第三十九条を第三十七条とし、第四十条を第三十八条とする改正規定、第四十一条を第三十九条とし、第四十二条から第四十四条までを二条ずつ繰り上げる改正規定、同章第五節を同章第四節の四とする改正規定、同章第四節の四の次に二節を加える改正規定及び別表第二広島の項の改正規定 平成十五年二月一日

附則（平成一五年六月二四日国土交通省令第七六号）
この省令は、平成十五年七月一日から施行する。

附則（平成一六年六月二八日国土交通省令第七三三号）
この省令は、平成十六年七月十五日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 別表第二京浜の部東京西航路の項の改正規定及び別表第四京浜の部東京西航路の項の改正規定 平成十六年八月三十日
二 別表第一関門の部響新港区の項の改正規定及び別表第二関門の部の改正規定 平成十七年三月二十日

附則（平成一七年三月二一日国土交通省令第一五五号）
この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成一七年六月二七日国土交通省令第七〇号）
この省令は、平成十七年十一月一日から施行する。

附則（平成一七年一二月一一日国土交通省令第一〇六号）
この省令は、平成十七年十二月一日から施行する。

附則（平成一八年二月二七日国土交通省令第八号）
この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成一八年一〇月一三日国土交通省令第一〇一号）
この省令は、平成十八年十一月一日から施行する。

附則（平成一九年一二月三〇日国土交通省令第九一〇号）
この省令は、平成十九年十二月一日から施行する。

附則（平成二〇年三月四日国土交通省令第八号）
この省令は、平成二十年三月二十日から施行する。

附則（平成二〇年三月三一日国土交通省令第二六号）抄
（施行期日）
1 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第二条及び次項の規定は、平成二十年十月一日から施行する。

附則（平成二二年三月二五日国土交通省令第七号）
この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則（平成二二年四月一日国土交通省令第一四号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律（以下この条及び次条において「改正法」という。）の施行の日（平成二十二年七月一日）から施行する。ただし、次条の規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年六月一日）から施行する。

第二条 改正法附則第二条の規定に基づき行う通報については、この省令の施行前においても、この省令による改正後の港則法施行規則第二十三条の二、第二十四条、第二十九条第二項から第五項まで、第二十九条の三、第二十九条の五、第三十三条、第四十条、第四十三条、第四十六条及び第五十条並びに海上交通安全法施行規則第十条から第十三条まで並びに第十四条第一項及び第二項の規定を適用する。

（経過措置）

附則（平成二十二年九月一日国土交通省令第四五号）

（施行期日）
 第一条 この省令は、平成二十二年十月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）
 第二条 この省令による改正後の港則法施行規則第二十九条第二項、第三項及び第六項の通報は、これらの規定の例により、この省令の施行前においても行うことができる。

附則（平成二十二年一月一日国土交通省令第五七号）

この省令は、平成二十二年十二月十五日から施行する。

附則（平成二十三年三月一日国土交通省令第一〇号）

（施行期日）
 第一条 この省令は、平成二十三年三月二十五日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条の規定 平成二十三年六月一日
- 二 第二十九条の三の改正規定、別表第四名古屋の部の改正規定及び別表第五の改正規定 平成二十三年七月一日

（経過措置）
 第二条 この省令による改正後の港則法施行規則第二十九条の三の規定による通報は、同条の規定の例により、前条第二号に掲げる規定の施行前においても行うことができる。

附則（平成二十四年三月一日国土交通省令第一五号）

（施行期日）
 第一条 この省令の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第一和歌山下津の部下津区の項の改正規定及び別表第四千葉の部千葉航路の項の改正規定 平成二十四年三月十三日
- 二 別表第一関門の部若松区の項の改正規定及び別表第二関門の部の改正規定 平成二十四年三月二十九日
- 三 第八条の二の表関門港の部関門航路の項の改正規定、第三十八条の改正規定及び第四十条第一項の改正規定 平成二十四年五月一日
- 四 次条の規定 平成二十四年六月一日
- 五 目次の改正規定、第二章第三節の次に一節を加える改正規定及び別表第四水島の部港内航路の項の改正規定 平成二十四年七月一日

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の港則法施行規則第三十三条の二の規定による通報は、同条の規定の例により、前条第五号に掲げる規定の施行前においても行うことができる。

附則（平成二十五年五月一六日国土交通省令第四七号）抄

（施行期日）
 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十五年八月一三日国土交通省令第六五号）

この省令は、平成二十五年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第三の改正規定 平成二十五年十月一日
- 二 別表第四の改正規定 平成二十六年一月十五日
- 三 第二十七条の二の改正規定 平成二十六年四月一日

附則（平成二十六年三月七日国土交通省令第一九号）

この省令は、平成二十六年三月二十八日から施行する。

附則（平成二十六年七月一日国土交通省令第六五号）

この省令は、平成二十六年八月一日から施行する。

附則（平成二十七年六月一日国土交通省令第四四号）

この省令は、平成二十七年八月一日から施行する。

附則（平成二十七年八月二日国土交通省令第六二号）

この省令は、平成二十七年九月四日から施行する。

附則（平成二十八年二月一六日国土交通省令第七号）

この省令は、平成二十八年三月一日から施行する。

附則（平成二十八年八月二五日国土交通省令第六〇号）

この省令は、海上交通安全法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年十一月一日）から施行する。

附則（平成二十九年九月二二日国土交通省令第五四号）

この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。ただし、別表第一釧路の部西区の項の改正規定は、同年十一月一日から施行する。

附則（平成二十九年一〇月二五日国土交通省令第六四号）抄

この省令は、平成三十年一月三十一日から施行する。

附則（平成三〇年三月八日国土交通省令第一一号）

この省令は、平成三十年三月十五日から施行する。

附則（平成三〇年八月二三日国土交通省令第六三三号）

この省令は、平成三十年九月一日から施行する。

附則（平成三〇年一二月三日国土交通省令第八七号）

この省令は、平成三十年十二月十五日から施行する。

附則（平成三一年三月二〇日国土交通省令第一一号）

この省令は、平成三一年四月一日から施行する。

附則（平成三一年四月二六日国土交通省令第三六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年二月四日国土交通省令第五号）

この省令は、令和二年二月五日から施行する。

附則（令和二年四月七日国土交通省令第四四号）

この省令は、令和二年五月十五日から施行する。ただし、第二十七条の三第三項及び別表第四の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（令和二年六月二四日国土交通省令第五九号）

この省令は、令和二年七月一日から施行する。

附則（令和二年九月一八日国土交通省令第七七号）

この省令は、令和二年九月二十六日から施行する。

附則（令和三年六月二三日国土交通省令第四二二号）

この省令は、令和三年七月一日から施行する。

附則（令和五年四月一四日国土交通省令第三九号）

この省令は、令和五年五月一日から施行する。

附則（令和五年九月二〇日国土交通省令第七二号）

この省令は、令和五年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第二の改正規定及び別表第四京浜の部横浜航路の項の改正規定 令和五年十二月一日
- 二 別表第五の改正規定 令和六年二月一日

別表第一（第三条関係）

港名	境界	停泊すべき船舶
釧路東第一区	入舟（A）マイナス各種船舶六・〇メートル岸壁。ただし東端から三百十八度、総トン十分引いた線及び数三百五十分引いた線と陸岸により囲まれトンビ海面並びに釧路川上の各種雪裡橋下流の河川水面	幸町岸壁又は中央ふ頭東側岸壁に係留する場面に限る。
第一区	第一区境界線、入舟マイナス七・五メートル岸壁西端から釧路港東区北防波堤南留する場灯台（北緯四十二度五十八分三十九秒）合に於ける危険物積載しを積載した船舶	各種船舶及び係留施設に係留する場灯台（北緯四十二度五十八分三十九秒）合に於ける危険物積載しを積載した船舶

第三区	波堤及び陸岸により囲まれた海面	第二区	第一区境界線、西区東防波堤南端から釧路港西区南防波堤東灯台まで引いた線、西区南防波堤、釧路港西区南防波堤西灯台から二百六十九度千九十九メートルの地点まで引いた線、同地点から陸岸に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	第一区	西区東防波堤、同防波堤南端から第一ふ頭南東端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	東区南防波堤、釧路港東区南防波堤灯台（北緯四十二度五十八分三十二秒東経百四十四度二十一分二十七秒）から釧路港東区北防波堤南灯台まで引いた線、第二区境界線及び陸岸により囲まれた海面（航路を除く。）				
第二区	入船ふ頭南端から百七十九度三十各種船舶及び一分に引いた線（以下A線という。）及び危険物及び陸岸により囲まれた海面	第二区	第一区境界線、西区東防波堤南端から釧路港西区南防波堤東灯台まで引いた線、西区南防波堤、釧路港西区南防波堤西灯台から二百六十九度千九十九メートルの地点まで引いた線、同地点から陸岸に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	第一区	西区東防波堤、同防波堤南端から第一ふ頭南東端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

第三区	西防波堤、B線、東外防波堤、苦各種船舶	第三区	小牧港東外防波堤灯台（北緯四十二度三十六分五十四秒東経百四十四度三十七分十五秒）から百八十八度に港界線まで引いた線、港界線及び陸岸により囲まれた海面	第一区	第一区から第三区までを除いた港域内海面
第二区	北防波堤、同防波堤南端及び北各種船舶及び北副防波堤南端まで引いた線、物を積載した船舶	第二区	第一区から第三区までを除いた港域内海面	第一区	第一区から第三区までを除いた港域内海面
第一区	第一区から第三区までを除いた港域内海面	第一区	第一区から第三区までを除いた港域内海面	第一区	第一区から第三区までを除いた港域内海面

第一区	第一区から第三区までを除いた港域内海面	第一区	第一区から第三区までを除いた港域内海面	第一区	第一区から第三区までを除いた港域内海面
第二区	第二区から第四区までを除いた港域内海面	第二区	第二区から第四区までを除いた港域内海面	第二区	第二区から第四区までを除いた港域内海面
第三区	第三区から第五区までを除いた港域内海面	第三区	第三区から第五区までを除いた港域内海面	第三区	第三区から第五区までを除いた港域内海面

第一区	第一区から第三区までを除いた港域内海面	第一区	第一区から第三区までを除いた港域内海面	第一区	第一区から第三区までを除いた港域内海面
第二区	第二区から第四区までを除いた港域内海面	第二区	第二区から第四区までを除いた港域内海面	第二区	第二区から第四区までを除いた港域内海面
第三区	第三区から第五区までを除いた港域内海面	第三区	第三区から第五区までを除いた港域内海面	第三区	第三区から第五区までを除いた港域内海面

葛城千葉第五区境界線、E地点から二百七十度に港界線まで引いた線、及び危険な港界線及び陸岸により囲まれた海物を積載した船舶及び海老川橋各下流の河川水面	外港区内海面	東京第一区	勝どき五丁目西端から二百七十度及び保留線、浜前橋、西仲施設に係る橋、相生橋、練兵橋、留する場、橋、永代橋、南高合における橋、南門橋及び陸岸の危険物により囲まれた港域を積載した船舶のうち、総トン数八百トン未満のもの。ただし、汽艇等は、沿岸付近に限る。	第二区	青海信号所から二百八十八度三十分千二及び係留百メートルの地点施設に係る（以下A地点という。）留する場から二百七十度に品合における川ふ頭まで引いた線、る危険物A地点から七十二度を積載した船舶まで引いた線、同地点から二十四度三十分十三号地まで引いた線、新都橋、東雲町北東端と枝川町一丁目南端とを結んだ線、蛤橋、浜園橋、第一区境界線、古川最下流東海道本線鉄道橋、東品川橋、品川ふ頭橋及び陸岸により囲まれた港域内海面及び水面
--	--------	-------	--	-----	--

川崎第一区	第四区	第三区
川崎航路南側線まで引いた線、同地点から多摩川の中央を大師橋まで引いた線、同橋、第二区境界線、葛西橋、京葉線荒川放水路橋、若洲橋、東防波堤、同防波堤突端から中央防波堤東端まで引いた線、同防波堤、同防波堤内側埋立地南端から二百二十度に引いた線、城南島東端から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた港域内海面及び水面（航路を除く。）	川崎東扇島防波堤東各種船舶灯台（北緯三十五度及び危険二十九分四十一秒東物を積載分五十九秒）から八十七度三十分四十五度からB地点まで引いた線以北の港域内海面及び水面中第一区から第三区まで及び航路を除いた部分	羽田船舶信号所から二百四十九度二千九百五十分メートルの地点から百八十度九百メートルの地点（以下B地点という。）まで引いた線、B地点から三百六度二千四百メートルの地点まで引いた線、同地点から多摩川の中央を大師橋まで引いた線、同橋、第二区境界線、葛西橋、京葉線荒川放水路橋、若洲橋、東防波堤、同防波堤突端から中央防波堤東端まで引いた線、同防波堤、同防波堤内側埋立地南端から二百二十度に引いた線、城南島東端から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた港域内海面及び水面（航路を除く。）

横濱第一区	第二区
東水堤、同水堤開口各種船舶部を結んだ線、同水堤北端と北水堤南端数五トとを結んだ線、北水堤以上の堤、同水堤開口部を帆船を除きんだ線、瑞穂橋、く。及び千鳥橋、村雨橋、万び係留施設、金港橋、築地設に係る橋、弁天橋及び陸岸における内海面及び水面（航路を除く。）	横濱大黒防波堤東汽船、危台（北緯三十五度二除物を積十七分二十四秒東経載した船百三十九度四十二分船及び総二十五秒）から七十分五度二千八百八十メートル以上ト地点（以下C上の帆船百三十一度三十分）から三扇島まで引いた線、C地点から百二十六度に港界線まで引いた線、港界線、東京区境界線、第一区境界線、扇島及び東扇島により囲まれた港域内海面

第五区	第四区	第三区
東京区、川崎区、横濱第一区から第四区及び危険な港域内海面及び水面	第三区境界線、扇島、川崎区境界線及び陸岸により囲まれた港域内海面及び水面（爆発物を除く。）	第一区境界線、横濱汽船、危険な港域内海面及び水面（爆発物を除く。）

神阪 区北堺	第一区	第二区	第三区	第四区	第五区
堺二区北西端（北緯三十四度三十六分十秒東経百三十五度二十五分二十五秒）留する場から三百五十二度三合にお	堺二区北西端（北緯三十四度三十六分十秒東経百三十五度二十五分二十五秒）留する場から三百五十二度三合にお	堺二区北西端（北緯三十四度三十六分十秒東経百三十五度二十五分二十五秒）留する場から三百五十二度三合にお	堺二区北西端（北緯三十四度三十六分十秒東経百三十五度二十五分二十五秒）留する場から三百五十二度三合にお	堺二区北西端（北緯三十四度三十六分十秒東経百三十五度二十五分二十五秒）留する場から三百五十二度三合にお	堺二区北西端（北緯三十四度三十六分十秒東経百三十五度二十五分二十五秒）留する場から三百五十二度三合にお

第五区	第四区	第三区	第二区
堺七区北西端から三百五十二度九百七十メートルの地点（以下B地点という。）まで引いた線（以下C線という。）、B地点からA地点まで引いた線、A線、B線及び陸岸により囲まれた海面（航路を除く。）	堺七区北西端から三百五十二度九百七十メートルの地点（以下B地点という。）まで引いた線（以下C線という。）、B地点からA地点まで引いた線、A線、B線及び陸岸により囲まれた海面（航路を除く。）	堺七区北西端から三百五十二度九百七十メートルの地点（以下B地点という。）まで引いた線（以下C線という。）、B地点からA地点まで引いた線、A線、B線及び陸岸により囲まれた海面（航路を除く。）	堺七区北西端から三百五十二度九百七十メートルの地点（以下B地点という。）まで引いた線（以下C線という。）、B地点からA地点まで引いた線、A線、B線及び陸岸により囲まれた海面（航路を除く。）

大 第一区	第七区	第六区
大阪北港北灯台から各種船舶の地点（以下A線という。）、A線、B線及び陸岸により囲まれた海面（航路を除く。）	大阪北港北灯台から各種船舶の地点（以下A線という。）、A線、B線及び陸岸により囲まれた海面（航路を除く。）	大阪北港北灯台から各種船舶の地点（以下A線という。）、A線、B線及び陸岸により囲まれた海面（航路を除く。）

第五区	第四区	第三区	第二区
大阪北港北灯台から各種船舶の地点（以下A線という。）、A線、B線及び陸岸により囲まれた海面（航路を除く。）	大阪北港北灯台から各種船舶の地点（以下A線という。）、A線、B線及び陸岸により囲まれた海面（航路を除く。）	大阪北港北灯台から各種船舶の地点（以下A線という。）、A線、B線及び陸岸により囲まれた海面（航路を除く。）	大阪北港北灯台から各種船舶の地点（以下A線という。）、A線、B線及び陸岸により囲まれた海面（航路を除く。）

尼崎西宮芦屋区	第一区	第六区	大阪大和川北防波堤灯台（北緯三十四度三十分三十九秒東）から八十一度。ただし三十分二十七秒、危険物トールの地点（以下を積載しD地点という。）からた船舶は三百五十五度に陸岸、係留施まで引いた線、D地設に係留点から西宮防波堤西する場合、端まで引いた線（以を除去、下P線という。）、同西宮防波堤、N線、汐風堤東灯台橋及び陸岸により囲まれた海面及び水面
鳴尾浜南端から西宮各種船舶防波堤東灯台（北緯及び係留三十四度四十分二十秒）に係留する場（以下Q線という。）、留する場（以下R線という。）、た船舶	（航路を除く。）	G線、J線、北港南各種船舶防波堤、I線、M線、及び危険港界線、大阪北港北物積載灯台から二百六十九度三十分三十七秒。ただしトールの地点から、危険物三十四度三十三秒を積載しトールの地点まで引いた船舶はいた線、同地点から、大阪北辰巳橋までの大阪市港北灯台と尼崎市の境界線、から零度辰巳橋、中島出来島に引いた橋、城島橋、伝法大線以西の橋及び陸岸により囲まれた海面及び水面	大阪大和川北防波堤灯台（北緯三十四度三十分三十九秒東）から八十一度。ただし三十分二十七秒、危険物トールの地点（以下を積載しD地点という。）からた船舶は三百五十五度に陸岸、係留施まで引いた線、D地設に係留点から西宮防波堤西する場合、端まで引いた線（以を除去、下P線という。）、同西宮防波堤、N線、汐風堤東灯台橋及び陸岸により囲まれた海面及び水面

神戸区	第一区	第三区	第二区
第二防波堤、同防波堤各種船舶防波堤東端から第一防波堤及び係留（以下Q線という。）、留する場（以下R線という。）、た船舶	D地点から百七十五度各種船舶に港界線まで引いた線、港界線、O線、物を積載した線、西宮防波堤、P線にした船舶より囲まれた海面	和野岬防波堤、同防波堤各種船舶防波堤東端から百八十度及び危険度（以下T線という。）に積載した船舶（航路を除く。）	六甲アイランド南西端から第七防波堤西端まで引いた線（以下S線という。）、同地点からポートアイランド第二期地区南東端まで引いた線、東端まで引いた線、神戸大橋、御影大橋、六甲大橋及び陸岸により囲まれた海面

姫路区	第一区	第五区	第四区	第三区	第二区
東区西防波堤、同防波堤各種船舶防波堤西端から西外防及び係留	東区西防波堤、同防波堤各種船舶防波堤西端から西外防及び係留	第二期地区南東端から百八十度及び危険度（以下T線という。）に積載した船舶（航路を除く。）	和野岬防波堤、同防波堤各種船舶防波堤東端から百八十度及び危険度（以下T線という。）に積載した船舶（航路を除く。）	第七防波堤東端から八十二度三十分三十九秒に尼崎西宮芦屋区境界線まで引いた線、同防波堤、S線、六甲大橋、御影大橋、高橋川橋、尼崎西宮芦屋区境界線及び陸岸により囲まれた海面及び水面	六甲アイランド南西端から第七防波堤西端まで引いた線（以下S線という。）、同地点からポートアイランド第二期地区南東端まで引いた線、神戸大橋、御影大橋、六甲大橋及び陸岸により囲まれた海面

飾磨区	第一区	第三区	第二区
東区西防波堤、東区各種船舶防波堤西端から西外防及び係留	東区西防波堤、東区各種船舶防波堤西端から西外防及び係留	西外防波堤西端から各種船舶防波堤東端まで引いた線、港界線、物を積載した船舶	東区第一区境界線、各種船舶防波堤東端から東区東防波堤突端から九十度及び危険度（以下T線という。）に積載した船舶

区西		区干網		区畑広	
第一区	第二区	第一区	第二区	第一区	第二区
西防波堤、同防各種船舶突端から西東及び係留線、同防波堤及び係留した線、同防波堤及び係留する場	網千西灯台から百八各種船舶十度に港界線まで引及び危険いた線、港界線、広物を積載した船、網千区第一区境界線により囲まれた海面	網千西灯台（北緯三十四度四十五分四十分及び係留三秒東経百三十四度施設に係三十五分十三秒）か留する場ら二百五十度引い合におけた線、同灯台からBの危険物地点まで引いた線及び積載した海面並びに汐入川、水門、西汐入川、水門、大津茂川大吉橋、網千川東雲橋及び揖保川本町橋各下流の河川水面	網千西灯台（北緯三十四度四十五分四十分及び係留三秒東経百三十四度施設に係三十五分十三秒）か留する場ら二百五十度引い合におけた線、同灯台からBの危険物地点まで引いた線及び積載した海面並びに汐入川、水門、西汐入川、水門、大津茂川大吉橋、網千川東雲橋及び揖保川本町橋各下流の河川水面	西浜化学岸壁南端各種船舶（北緯三十四度四十六分及び係留分五秒東経百三十四施設に係度三十六分四十一秒）留する場（以下B地点という。）合におけから広畑東防波堤突る危険物端まで引いた線、同を積載し防波堤及び陸岸によた船舶り囲まれた海面（航路を除く。）	界線、東区第三区境物を積載岸線、港界線及び陸した船舶岸により囲まれた海面（航路を除く。）

津下山歌和		区三第		区二第		区一第		区二第	
第二区	第一区	第一区	第二区	第一区	第二区	第一区	第二区	第一区	第二区
川北島橋各下流の河川水面	川北島橋各下流の河川水面	川北島橋各下流の河川水面	川北島橋各下流の河川水面	川北島橋各下流の河川水面	川北島橋各下流の河川水面	川北島橋各下流の河川水面	川北島橋各下流の河川水面	川北島橋各下流の河川水面	川北島橋各下流の河川水面
右岸突端	右岸突端	右岸突端	右岸突端	右岸突端	右岸突端	右岸突端	右岸突端	右岸突端	右岸突端

津下		区南海		北	
第二区	第一区	第一区	第二区	第一区	第二区
旭橋及び陸岸により囲まれた海面	旭橋及び陸岸により囲まれた海面	旭橋及び陸岸により囲まれた海面	旭橋及び陸岸により囲まれた海面	旭橋及び陸岸により囲まれた海面	旭橋及び陸岸により囲まれた海面
旭橋及び陸岸により囲まれた海面	旭橋及び陸岸により囲まれた海面	旭橋及び陸岸により囲まれた海面	旭橋及び陸岸により囲まれた海面	旭橋及び陸岸により囲まれた海面	旭橋及び陸岸により囲まれた海面

区田有	
第一区	第二区
地ノ島鹿ノ首から八各種船舶十七度引いた線、及び危険同島南端から九十六物を積載した海面	B線、港界線、荊藻島三角点（四十七メートル）（北緯三十四度五分三十六秒東経百三十五度五分五十一秒）から五十五度の地点から二百七十度に港界線まで引いた線（以下C線という）及び陸岸により囲まれた海面
陸岸により囲まれた海面	陸岸により囲まれた海面

第一区境 界線まで 引いた線 、第一区 境界線及 び陸岸に より囲ま れた海面 、汽艇等 は沿岸付 近に限る	第二区 天神山頂からハナグリ鼻まで引 いた線（以下D線という）、寺崎 から茶臼山頂を見通した線及び 陸岸により囲まれた海面	各種船舶 及び危険 物を積載 した船舶 を積載し た船舶は 係留施設 に係留す る場合を 除き徳山 下松港新 川防波堤 灯台（北 緯三十四 度三十分 四十分五 十分五十分 一分四十 二分）か ら二百六 十二度千 六百七十 五メートル の地点を 中心とし る半径五 百メートル の円の円 内は汽艇 等、汽艇 等は沿岸 付
--	---	--

第三区 A線、B線、C線、D線、港界線 及び陸岸により囲まれた海面	第四区 第一区から第三区までを除いた港 域内海面及び水面	閩門 閩門船舶通航信号所（北緯三十三 度五十三分五十分東経百三十三度 五十分七秒）から三百五十五度三 十分五十分の地点から留する場 所（以下A線と合）において、閩門航 路南側線及び陸岸に係留する危険物 を積載した船舶、汽艇等、沿岸付 近に限る	第五区 閩門船舶通航信号所（北緯三十三 度五十三分五十分東経百三十三度 五十分七秒）から三百五十五度三 十分五十分の地点から留する場 所（以下A線と合）において、閩門航 路南側線及び陸岸に係留する危険物 を積載した船舶、汽艇等、沿岸付 近に限る
---	------------------------------------	---	--

下関区 閩門航路北側線、火ノ山下潮流信 号所から六十二度二千四百四十メ ートルの地点から三百二十度引留 いた線（以下B線という）、根岳留 山頂から太郎ヶ瀬鼻まで引いた合 線、閩門船舶通航信号所から三百 三十一度三十分千五百四十メ ートルの地点から零度に引いた線（以 下C線という）及び陸岸により、 囲まれた海面	長府区 B線、閩門航路北側線、部崎灯台 （北緯三十三度五十七分三十四秒） 東経百三十一度一分二十三分） から五十六度三十分千九百五十メ ートルの地点から三百三十九度三千 百四十メートルの地点まで引いた 線、同地点から三百三十七度千 十メートルの地点まで引いた線、 同地点から三百九十九度千二百三十 メートルの地点まで引いた線、同地 点から三百度引いた線及び陸岸に より囲まれた海面	田野区 閩門航路南側線、部崎灯台から五 十六度三十分六百四十メートルの 地点まで引いた線及び陸岸により 囲まれた海面	小倉区 A線、閩門航路南側線、台場鼻潮 流信号所（北緯三十三度五十六分 五十九秒東経百三十三度五十二分 三十分）未満の
---	--	--	---

第一区 牧山信号所から二百各種船舶 五十四度千六百八十及び危険 メートルの地点から物を積載 二十度引いた線した船舶 （以下E線という）。ただし 及び陸岸により囲ま、係留施 された海面（航路を除く）に係留 する場合は、	第二区 牧山信号所から三百に 五度に引いた線（以 下F線という）、E 線及び陸岸により囲 まれた海面（航路を 除く）。	第三区 若戸大橋南側線（以 下G線という）、F 線及び陸岸により囲 まれた海面（航路を 除く）。	第四区 若松港口信号所から 二百三十七度三十分 二千六百二十メ ートルの地点から百三 十三度引いた線（以 下H線という）、響 灘大橋、G線及び陸 岸により囲まれた海 面（航路を除く）。	西山 C線、閩門航路北側線、台場鼻潮 流信号所から百八十二度三十分二 十メートルの地点から三百四十度 百七十メートルの地点まで引いた 線、南風泊北防波堤、同防波堤突 端から南風泊東防波堤突端まで引 いた線、同防波堤及び陸岸により 囲まれた海面	松島 （十五秒）から百六十九度三十分三 千二百三十五メートルの地点、同は、沿岸 地点から二百四十二度二千八百二 十メートルの地点及び境川口左岸の 突端を順次に結んだ線（以下D線 という）並びに陸岸により囲ま れた海面並びに砂津川砂津大橋、 紫川紫川大橋及び境川西港橋各下 流の河川水面（航路を除く）。
--	---	---	---	---	---

多喜浜区	新居浜区及び航路を除いた港域内各種船舶	第四区	第三区	第二区	第一区	第三度及び二百五十四度に引いた線並びに陸岸により囲まれた海面	第二度海面	第一区及び第三区を除いた港域内各種船舶及び危険物を積載した船舶
		B線、B線以南の港界線及び陸岸により囲まれた海面	御代島三角点(七十メートル) (北緯三十三度五十八分三十三秒東経百三十三度十五分二十三秒) から二百八十七度に引いた線(以下B線という)、A線、港界線及び陸岸により囲まれた海面(航路を除く。)	御代島北端から零度に引いた線(以下A線という)、垣生埼から零度に引いた線、第一区境界線、港界線及び陸岸により囲まれた海面(航路を除く。)	東防波堤、同防波堤突端から西防波堤突端まで引いた線、西防波堤及び陸岸により囲まれた海面並びに元塚橋下流の尻無る危険物に元塚橋下流の尻無る危険物を積載した船舶	東防波堤、同防波堤突端及び係留端まで引いた線、西防波堤及び陸岸により囲まれた海面並びに元塚橋下流の尻無る危険物を積載した船舶		

博多	西公園下防波堤、博多港西公園下防波堤灯台(北緯三十三度三十六分四十分)から西防波堤南端まで引留した線、西防波堤、博多港西防波堤北灯台(北緯三十三度三十七分五秒)から博多港東防波堤灯台(北緯三十三度三十七分十二秒東経百三十三度三十七分十二秒東経百三十三度三十七分十一秒)まで引いた線、東防波堤、同防波堤開口部を結んだ線、北防波堤、同防波堤北端から零度六百四十四メートルの地点(以下A地点という)まで引いた線、A地点から八十五度に引いた線(以下A線という)及び陸岸により囲まれた海面並びに新千鳥橋下流の御笠川水面及び博多港西防波堤北灯台から四百四十度二千五百四十メートルの地点から二百三十度に引いた線以北の那珂川水面(航路を除く。)	第一区	第二区	第三区	第四区	第三度海面	第一区及び第三区を除いた港域内各種船舶及び危険物を積載した船舶
		北防砂堤、南防砂堤、北防砂堤突端及び係留端と南防砂堤突端とを結んだ線及び陸岸により囲まれた海面(トックを含み、航路を除く。)	天狗鼻から三十二度三十分引いた線、浜崎から妙見岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面中物を積載した船舶	A線、A地点から西戸崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面(航路を除く。)	天狗鼻から三十二度三十分引いた線、浜崎から妙見岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面中物を積載した船舶	第一区、第二区及び航路を除いた部分	第一区から第三区まで及び航路を除いた港域内海面

長崎	戸町三角点(百七十二メートル) (北緯三十二度四十三分四十六秒)から東経百二十九度五十二分八秒)を結んだ線、同地点から百七十一度三十分六百八十八メートルの地点まで引いた線、同地点から百三十五度三十分六百八十八メートルの地点まで引いた線、同地点から百三十五度三十分六百八十八メートルの地点まで引いた線、D線及び陸岸により囲まれた海面(航路を除く。)	第一区	第二区	第三区	第四区	第一区	第一区及び第三区を除いた港域内各種船舶及び危険物を積載した船舶
		東経百二十九度五十二分八秒)から東経百二十九度五十二分八秒)を結んだ線、同地点から百七十一度三十分六百八十八メートルの地点まで引いた線、同地点から百三十五度三十分六百八十八メートルの地点まで引いた線、同地点から百三十五度三十分六百八十八メートルの地点まで引いた線、D線及び陸岸により囲まれた海面(航路を除く。)	大久保三角点(二百三十四メートル) (北緯三十二度四十二分四十秒)から東経百二十九度五十二分二十秒)を結んだ線、同地点から二百九十六度一十度三十分六百八十八メートルの地点まで引いた線(以下B線という)、A線及び陸岸により囲まれた海面(航路を除く。)	長崎港三菱重工藤ノ尾岸壁灯台各種船舶(北緯三十二度四十二分三十秒東経百二十九度四十九分四十九秒)から小ヶ倉柳ふ頭北端まで引いた線(以下C線という)、同灯台から皇後ふ頭南西端まで引いた線(以下D線という)、B線及び陸岸により囲まれた海面(航路を除く。)	C線及び陸岸により囲まれた海面		

佐世保	第四郎ヶ島南西端から中ノ島南端まで引いた線、同地点から百七十一度三十分六百八十八メートルの地点まで引いた線、同地点から百三十五度三十分六百八十八メートルの地点まで引いた線、D線及び陸岸により囲まれた海面(航路を除く。)	第一区	第二区	第三区	第四区	第一区	第一区及び第三区を除いた港域内各種船舶及び危険物を積載した船舶
		第四郎ヶ島南西端から中ノ島南端まで引いた線、同地点から百七十一度三十分六百八十八メートルの地点まで引いた線、同地点から百三十五度三十分六百八十八メートルの地点まで引いた線、D線及び陸岸により囲まれた海面(航路を除く。)	引いた線(以下A線という)及び陸岸により囲まれた海面並びに平瀬橋下流の佐世保川水面	庵崎から大森鼻まで引いた線、A線及び陸岸により囲まれた海面	長崎港三菱重工藤ノ尾岸壁灯台各種船舶(北緯三十二度四十二分三十秒東経百二十九度四十九分四十九秒)から小ヶ倉柳ふ頭北端まで引いた線(以下C線という)、同灯台から皇後ふ頭南西端まで引いた線(以下D線という)、B線及び陸岸により囲まれた海面(航路を除く。)	C線及び陸岸により囲まれた海面	

仙 第一号の地点から第五号の地点までを順次 台に結んだ線と第六号の地点から第十号の地 塩点までを順次に結んだ線との間の海面	釜 一 地蔵島灯台（北緯三十八度十九分二十 二秒東経百四十一度四分十六秒）から二百 六十八度二十分九十分の地点 二 地蔵島灯台から二百七十八度三十分三 百六十五メートルの地点 三 地蔵島灯台から二百七十七度五十分メー ルの地点 四 地蔵島灯台から九十八度二十分五十六分 メートルの地点 五 地蔵島灯台から百九度三十分四十八分 三十分メートルの地点 六 地蔵島灯台から二百六十四度三十分二 千二百八十五メートルの地点 七 地蔵島灯台から二百五十八度三十八分 メートルの地点 八 地蔵島灯台から二百度百八十分メー ルの地点 九 地蔵島灯台から百一度二千五百三十五 メートルの地点 十 地蔵島灯台から百一度四千八百五メ ートルの地点	木 木更津航 木更津港防波堤西灯台から二百 十度二百七メートルの地点及び 同灯台から二百十度六百五十七 メートルの地点からそれぞれ三 百度五千六十五メートルの地点 まで引いた線の間の海面	富津航 第一号の地点から第三号の地点 までを順次に結んだ線と第四号 の地点から第六号の地点までを 順次に結んだ線との間の海面 一 木更津港防波堤西灯台から 二百三十度四十九分三十分メー ルの地点 二 木更津港防波堤西灯台から 二百四十一度四十七分四十分メ ートルの地点 三 木更津港防波堤西灯台から 二百七十六度三十分五十分メ ートルの地点 四 木更津港防波堤西灯台から 二百三十二度五十分三十分メ ートルの地点
--	--	--	--

千 千葉航 第一号の地点から第四号の地点 までを順次に結んだ線と第五号 の地点から第七号の地点までを 順次に結んだ線との間の海面 一 千葉灯標から六十五度五千 六百八十分メートルの地点 二 千葉灯標から四十九度三千 八百メートルの地点 三 千葉灯標から三十六度三十 分二千六百五十分メートルの地点 四 千葉灯標から二百八十四度 千三百五十分メートルの地点 五 千葉灯標から六十二度五千 八百六十メートルの地点 六 千葉灯標から三十六度三十 分三千五百九十分メートルの地点 七 千葉灯標から二百九十二度 三十分千六百二十メートルの地 点	市原航 千葉港五井防波堤灯台（北緯三 十五度三十三分十二秒東経百四 十度三分五十九秒）から百四度 三十分三十分五十分メートルの地 点（以下B地点という。）から二 百九十一度二千三百五十分メー ルの地点まで引いた線とB地点 から二十五度二百五十分メー ルの地点から二百九十一度二千三 百五十分メートルの地点まで引い た線との間の海面	姉崎航 千葉灯標から二百二度七千三百総 五十分メートルの地点（以下C地 点という。）から三百二十五度千 五百メートルの地点まで引いた 線とC地点から二百四十七度三 百七十分メートルの地点から七百 二十二度千四百三十分メートルの 地点まで引いた線との間の海面
---	--	--

京 東京航 第一号の地点から第三号の地点 までを順次に結んだ線と第四号 の地点から第六号の地点までを 順次に結んだ線との間の海面 一 十五号地南信号所から二百 六十二度三十分七十分メートル の地点 二 十五号地南信号所から二百 五十三度三十分六十分メートル の地点 三 十五号地南信号所から百七 十七度千三百八十分メートルの地 点 四 十五号地南信号所から二百 五十三度三十分三十分メートルの 地点 五 十五号地南信号所から二百 四十六度九十分六十分メートルの地 点	椎津航 千葉灯標から二百一度二十分九 千七百七十分メートルの地点（以 下D地点という。）から三百五 度二千三百メートルの地点まで引 いた線とD地点から二百五十五 度三百メートルの地点から三百五 度二千三百メートルの地点まで 引いた線との間の海面
---	--

。るきでがとこいならよに路航本、は船

東 東京航 第一号の地点から第三号の地点 までを順次に結んだ線と第四号 の地点から第六号の地点までを 順次に結んだ線との間の海面 一 羽田船舶信号所から三百二 十三度三十分六十分八十分メー ルの地点 二 羽田船舶信号所から三百二 十七度四十分二十分メートルの地点 三 羽田船舶信号所から五十三 度千五百十分メートルの地点 四 羽田船舶信号所から三百二 十九度七十分三十分メートルの地 点 五 羽田船舶信号所から三百三 十三度三十分四十分七十分メー ルの地点 六 羽田船舶信号所から四十八 度二千六百六十メートルの地点	川崎航 川崎信号所（以下A地点という ）から二百二度七十分メートルの 地点から百五十五度二百五十五メ ートルの地点まで引いた線及び 同地点から九十八度千九百五十 メートルの地点まで引いた線と A地点から二百二度四百二十メ ートルの地点から百二度二百六 十五メートルの地点まで引いた 線及び同地点から百八十八度千三 百五十分メートルの地点まで引い た線との間の海面	鶴見航 第一号の地点から第五号の地点 までを順次に結んだ線と第六号 の地点から第十一号の地点まで を順次に結んだ線との間の海面 一 鶴見信号所から二十六度三 十分三十分九十分メートルの地点 二 鶴見信号所から二百八十六 度三十分九十分メートルの地点 三 鶴見信号所から百九十四度 三十分三百六十分メートルの地点 四 鶴見信号所から百五十六度 二千四百四十メートルの地点
--	---	--

横濱航路	五 鶴見信号所から百五十二度三千七百メートルの地点 六 鶴見信号所から三百五十八度三十分六百八十メートルの地点 七 鶴見信号所から三百三十九度三十分六百メートルの地点 八 鶴見信号所から二百七十七度三十分六百メートルの地点 九 鶴見信号所から二百二十三度七十分三十分メートルの地点 十 鶴見信号所から百六十六度三十分二千五百二十メートルの地点 十一 鶴見信号所から百六十度三千二百メートルの地点 第一号の地点から第五号の地点までを順次に結んだ線と第六号の地点から第十号の地点までを順次に結んだ線との間の海面 一 横濱大黒防波堤西灯台から二百九十一度三千六百六十メートルの地点 二 横濱大黒防波堤西灯台から二百九十八度二千九百九十メートルの地点 三 横濱大黒防波堤西灯台から二百九十八度千八百五十メートルの地点 四 横濱大黒防波堤西灯台から二百三十八度三十分二十メートルの地点 五 横濱大黒防波堤西灯台から二百二十七度千九百九十メートルの地点 六 横濱大黒防波堤西灯台から二百八十四度三十分三千五百五十メートルの地点 七 横濱大黒防波堤西灯台から二百八十五度三十分三千三百六十メートルの地点 八 横濱大黒防波堤西灯台から二百八十七度二千二百メートルの地点 九 横濱大黒防波堤西灯台から二百八十六度千八百七十メートルの地点
------	---

伏木航路	十 横濱大黒防波堤西灯台から百四十四度二千九百九十メートルの地点 第一号の地点から第三号の地点までを順次に結んだ線と第四号の地点から第七号の地点までを順次に結んだ線との間の海面 一 伏木西防波堤灯台（北緯三十六度四十七分四十二秒東経百三十七度四分四秒）から三百三十度三十分五十分メートルの地点 二 伏木西防波堤灯台から六十度五十九分千六百七十メートルの地点 三 伏木西防波堤灯台から五十三度二十六分三千九百九十メートルの地点 四 伏木東防波堤灯台（北緯三十六度四十七分三十七秒東経百三十七度四分八秒） 五 伏木西防波堤灯台から百四十四度二十一分二百八十メートルの地点 六 伏木西防波堤灯台から九十一度十四分千六百七十メートルの地点 七 伏木西防波堤灯台から五十七度五十六分四千七百七十メートルの地点 新湊航路 新湊東防波堤北端（以下A地点と称す）から三十五度に港界線まで引いた線とA地点から三百五十五度六百メートルの地点から三十五度に港界線まで引いた線及び同地点から新湊西防波堤北端まで引いた線との間の海面 富山航路 富山東防波堤灯台（北緯三十六度四十五分五十六秒東経百三十七度十三分四十秒）から零度に港界線まで引いた線の西側幅三百メートルの海面 国分航路 第一号の地点から第三号の地点までを順次に結んだ線と第四号の地点から第六号の地点までを順次に結んだ線との間の海面	山	富	木	伏
------	--	---	---	---	---

清	一 国分西防波堤灯台（北緯三十六度四十八分十八秒東経百三十七度三十二分四秒） 二 国分西防波堤灯台から三百四十度二百六十メートルの地点（以下A地点と称す） 三 A地点から四十一度引いた線と港界線との交点 四 国分西防波堤灯台から三十三度三十分百九十メートルの地点 五 国分西防波堤灯台から二十一度二百五十分メートルの地点（以下B地点と称す） 六 B地点から四十一度に引いた線と港界線との交点 中田川右岸突端から九十度六十メートルの地点（以下A地点と称す）から二度二千八百メートルの地点まで引いた線、同地点から五十二度六百八十メートルの地点まで引いた線及び同地点から七十七度に港界線まで引いた線とA地点から九十二度二百メートルの地点から二度千九百六十メートルの地点まで引いた線、同地点から五十二度六百八十メートルの地点まで引いた線及び同地点から七十七度に港界線まで引いた線との間の海面	水	屋	古	名
---	---	---	---	---	---

西航路	六 伊勢湾灯標から三百四十二度三十分千九百九十メートルの地点 第一号の地点から第四号の地点までを順次に結んだ線と第五号の地点から第九号の地点までを順次に結んだ線との間の海面 一 金城信号所から二百十四度千四百五十分メートルの地点 二 金城信号所から二百二十度千八百六十メートルの地点 三 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から二十三度千五百五十分メートルの地点 四 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から二百二十三度三十分四十二度七十分メートルの地点 五 金城信号所から二百七十七度二千六百六十メートルの地点 六 金城信号所から二百五十五度三十分二千二百四十メートルの地点 七 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から四十四度三十分千四百三十分メートルの地点 八 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から三十五度九百九十メートルの地点 九 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から二百九十九度四千二百五十メートルの地点 第一号の地点から第三号の地点までを順次に結んだ線と第四号の地点から第六号の地点までを順次に結んだ線との間の海面 一 金城信号所から二十四度四千二百二十メートルの地点 二 金城信号所から八十七度三十分五十分メートルの地点 三 金城信号所から百七十五度三十分七十分五十分メートルの地点 四 金城信号所から二百六度三十分四十分六十分メートルの地点 五 金城信号所から百三十三度八百七十メートルの地点	北航路
-----	---	-----

		市日四	
	第一航路	六 金城信号所から百六十九度三十分千二百八十メートルの地点	四日市港東防波堤南灯台（北緯三十四度五十七分五秒東経百三十六度三十九分三十二秒）から二百六十度五百九十三メートルの地点（以下A地点という。）から九十五度十九分千八百六十メートルの地点まで引いた線とA地点から百八十五度十九分三百メートルの地点から九十五度十九分千八百六十メートルの地点まで引いた線との間の海面
	第二航路	第一号の地点から第二号の地点まで引いた線と第三号の地点から第四号の地点まで引いた線との間の海面	一 四日市港東防波堤北灯台（北緯三十四度五十七分五十九秒東経百三十六度四十分十一秒）から十度百十メートルの地点
	第三航路	第一号の地点から第四号の地点までを順次に結んだ線と第五号の地点から第七号の地点までを順次に結んだ線との間の海面	二 四日市港東防波堤北灯台から九十五度千二百五メートルの地点
		一 四日市港東防波堤北灯台から三十七度三十分二千九百メートルの地点	三 四日市港東防波堤北灯台から四十七度三千四百四十メートルの地点
		二 四日市港東防波堤北灯台から四十七度三千四百四十メートルの地点	四 四日市港東防波堤北灯台から五十一度三十分三千六百三十メートルの地点
		三 四日市港東防波堤北灯台から五十一度三十分三千六百三十メートルの地点	四 四日市港東防波堤北灯台から五十八度三千七百七十メートルの地点

		午起航路	
阪南	岸和田航路	第一号の地点から第四号の地点までを順次に結んだ線と第五号の地点から第七号の地点までを順次に結んだ線との間の海面	一 阪南港新西防波堤北灯台から九十度二十メートルの地点
舞鶴	戸島南端、同地点から百九十五度千五百五十メートルの地点、同地点から二百七十八度五百八十メートルの地点、同地点から十四度三十分二千六百九十メートルの地点、同地点から八度八十四メートルの地点、同地点から三百三十五度千五百六十メートルの地点、同地点から八十三度千四百メートルの地点、同地点から八十三度千四百メートルの地点及び獅子鼻を順次に結んだ線、サイ崎、ミヨ崎、鳥島北端、同地点から二百六十八度三十分二千二百四十メートルの地点及び戸島東端を順次に結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面	二 阪南港新西防波堤北灯台から九十度二十メートルの地点	三 阪南港新西防波堤北灯台から一度九百三十メートルの地点
		三 阪南港新西防波堤北灯台から一度九百三十メートルの地点	四 阪南港新西防波堤北灯台から三百五十七度千二百四十メートルの地点
		四 阪南港新西防波堤北灯台から三百五十七度千二百四十メートルの地点	五 四日市港東防波堤北灯台から三十一度三千三百六十メートルの地点
		五 四日市港東防波堤北灯台から三十一度三千三百六十メートルの地点	六 四日市港東防波堤北灯台から四十六度四千二百三十メートルの地点
		六 四日市港東防波堤北灯台から四十六度四千二百三十メートルの地点	七 四日市港東防波堤北灯台から五十七度三十分四千八百八十メートルの地点
		七 四日市港東防波堤北灯台から五十七度三十分四千八百八十メートルの地点	四日市港東防波堤南灯台から三百二十五度四十分千二百三十メートルの地点（以下B地点という。）から百五十四度三十分九十九メートルの地点まで引いた線及び同地点から百七十七度とB地点から二百四十四度三十分二百メートルの地点から百五十五度四百八十五メートルの地点まで引いた線及び同地点から百五十九度第一航路北側線まで引いた線との間の海面

		泉佐野航路	
神阪	浜寺航路	第一号の地点から第五号の地点までを順次に結んだ線と第六号の地点から第九号の地点までを順次に結んだ線との間の海面	一 堺信号所から百十二度千四百三十三メートルの地点
		二 堺信号所から三百十六度三十分二十メートルの地点	三 堺信号所から三百一度三千三百七十メートルの地点
		三 堺信号所から三百一度三千三百七十メートルの地点	四 堺信号所から二百九十九度三十分三千七百三十メートルの地点
		四 堺信号所から二百九十九度三十分三千七百三十メートルの地点	五 堺信号所から二百九十九度五千二百九十メートルの地点
		五 堺信号所から二百九十九度五千二百九十メートルの地点	六 堺信号所から百九度千二百六十メートルの地点
		六 堺信号所から百九度千二百六十メートルの地点	七 堺信号所から三百四十九度三十分四百十メートルの地点
		七 堺信号所から三百四十九度三十分四百十メートルの地点	四 阪南港新西防波堤北灯台から三百四十四度二千三百四十メートルの地点
		四 阪南港新西防波堤北灯台から三百四十四度二千三百四十メートルの地点	五 阪南港新西防波堤北灯台から九十九度二百七十七メートルの地点
		五 阪南港新西防波堤北灯台から九十九度二百七十七メートルの地点	六 阪南港新西防波堤北灯台から十三度千九百九十メートルの地点
		六 阪南港新西防波堤北灯台から十三度千九百九十メートルの地点	七 阪南港新西防波堤北灯台から三百五十度二千四百十メートルの地点
		七 阪南港新西防波堤北灯台から三百五十度二千四百十メートルの地点	泉佐野沖防波堤北端から九十度三十メートルの地点（以下B地点という。）から零度二千二百六十メートルの地点まで引いた線とB地点から九十度二百二十メートルの地点から零度二千二百六十メートルの地点まで引いた線との間の海面
		八 泉佐野沖防波堤北端から九十度三十メートルの地点（以下B地点という。）から零度二千二百六十メートルの地点まで引いた線とB地点から九十度二百二十メートルの地点から零度二千二百六十メートルの地点まで引いた線との間の海面	浜寺信号所（以下A地点という。）から二百一度三十分三百八十メートルの地点から二百七十度六千八百五十メートルの地点まで引いた線とA地点から百九十二度六百五十五メートルの地点から二百七十度六千八百五十メートルの地点まで引いた線との間の海面

		大阪航路	
新港航路	第一号の地点から第二号の地点まで引いた線と第三号の地点から第四号の地点まで引いた線との間の海面	一 神戸第六防波堤灯台（北緯三十四度四十分十四秒東経百三十五度十四分四十三秒）から三百四十一度三十分二百五十五メートルの地点	八 堺信号所から三百四度三十分三千七百三十メートルの地点
神戸中央航路	第一号の地点から第二号の地点まで引いた線と第三号の地点から第四号の地点まで引いた線との間の海面	二 神戸第六防波堤灯台から百四十九度三千六百二十メートルの地点	九 堺信号所から二百九十三度五千四百メートルの地点
		三 神戸第六防波堤灯台から三十四度三十分六十メートルの地点	一 大阪南港南防波堤灯台から三十九度千七百二十メートルの地点
		四 神戸第六防波堤灯台から百四十一度三千六百四十メートルの地点	二 大阪南港南防波堤灯台から三百四十五度三十分七十メートルの地点
		五 神戸第六防波堤灯台から百四十一度三千六百四十メートルの地点	三 大阪南港南防波堤灯台から三百三十四度六百七十メートルの地点
		六 大阪南港南防波堤灯台から三百三十四度六百七十メートルの地点	四 大阪南港南防波堤灯台から二十八度千九百二十メートルの地点
		七 大阪南港南防波堤灯台から三百三十九度千九百二十メートルの地点	五 大阪南港南防波堤灯台から三百三十九度千九百二十メートルの地点

姫東航路	第一号の地点から第二号の地点まで引いた線と第三号の地点から	神戸西航路	第一号の地点から第二号の地点まで引いた線と第三号の地点から第四号の地点まで引いた線との間の海面 一 神戸第七防波堤西灯台（北緯三十四度四十分八秒東経百三十五度十五分十四秒）から三百十度三千二百メートルの地点 二 神戸第七防波堤西灯台から三百一十度三十分千五百五十メートルの地点 三 神戸第七防波堤西灯台から三百三度三千二百二十メートルの地点 四 神戸第七防波堤西灯台から二百九十七度千五百八十メートルの地点
------	-------------------------------	-------	---

飾磨航路	第一号の地点から第三号の地点までを順次に結んだ線と第四号の地点から第六号の地点までを順次に結んだ線との間の海面 一 飾磨東防波堤灯台（北緯三十四度四十五分四十八秒東経百三十四度三十九分十秒）から十五度三百三十五メートルの地点 二 飾磨東防波堤灯台から三百二十五メートルの地点 三 飾磨東防波堤灯台から百八十六度千二百三十分メートルの地点 四 飾磨東防波堤灯台から三百四十四度四百五十分メートルの地点 五 飾磨東防波堤灯台から二百六十八度二百六十五メートルの地点 六 飾磨東防波堤灯台から百九十七度千二百七十分メートルの地点	廣畑航路	第一号の地点から第三号の地点までを順次に結んだ線と第四号の地点から第五号の地点まで引いた線との間の海面 一 廣畑東防波堤灯台（北緯三十四度四十五分五十秒東経百三十四度三十七分四十四秒）から八度三十分三百メートルの地点
------	---	------	---

和歌山	下津航路 下津ケ首防波堤灯台から二百八十五度三百メートルの地点（以下A地点という。）から二百七十八度四百七十メートルの地点まで引いた線及び同地点から三百三度千四百九十メートルの地点まで引いた線とA地点から八度百二十メートルの地点まで引いた線及び同地点から三百三度千七百三十メートルの地点まで引いた線との間の海面	津	北区航路 北港西防波堤突端から和歌山北港西防波堤灯台（北緯三十四度四十分六秒東経百三十五度七十分五秒）（以下B地点という。）から二百八十三度四十分千三百八十メートルの地点まで引いた線と北港北防波堤突端からB地点から二百九十五度千四百七十分メートルの地点まで引いた線との間の海面	水島	港内航路 第一号の地点から第四号の地点までを順次に結んだ線と第五号の地点から第八号の地点までを順次に結んだ線との間の海面 一 水島信号所から二百八十二度八十七度五十分の地点 二 太濃地島三角点（四十三度五十二秒東経百三十三度四十五
-----	--	---	---	----	--

尾道	第一航路 次の各地点を順次に結んだ線の両側それぞれ幅五十メートルの海面 一 大磯鼻から五十九度二百五十メートルの地点 二 大磯鼻から二十度六百三十分メートルの地点 三 戸崎から三百二十二度千四百メートルの地点 四 戸崎から三百二十二度千四百メートルの地点（以下A地点という。）	崎	第二航路 次の各地点を順次に結んだ線の両側それぞれ幅二十五メートルの海面 一 A地点 二 浄土寺山山頂から百四十度千メートルの地点 三 浄土寺山山頂から百六十四度五百二十メートルの地点 四 浄土寺山山頂から二百度六百メートルの地点 五 尾道灯台から二十八度三百六十メートルの地点 六 尾道灯台から三百十度百五十分メートルの地点（以下B地点という。）
----	---	---	---

第三航路	次の各地点を順次に結んだ線の両側それぞれ幅五十メートルの海面
	一 B地点 二 尾道灯台から二百四十九度四百六十メートルの地点 三 大鯨島北端から五十五度八百五十メートルの地点 四 大鯨島北端から三百十度二百五十メートルの地点
広島	第一号の地点から第四号の地点までを順次に結んだ線と第五号の地点から第八号の地点までを順次に結んだ線との間の海面 一 長森三角点(百五十二メートル)(北緯三十四度二十分三十七秒東経百三十二度二十九分五十八秒)から二百六十度三十分二千五百三十メートルの地点 二 長森三角点から二百四十五度三十分二千八百六十メートルの地点 三 長森三角点から二百五十六度三十分七千六十メートルの地点 四 長森三角点から二百五十六度一万五十二メートルの地点 五 長森三角点から二百六十二度三十分二千八百二十メートルの地点 六 長森三角点から二百五十四度三十分三千五百四十メートルの地点 七 長森三角点から二百六十度七千九百一十メートルの地点 八 長森三角点から二百五十八度一万七千メートルの地点
関門	第一号の地点から第十四号の地点までを順次に結んだ線と第十五号の地点から第二十九号の地点までを順次に結んだ線との間の海面 一 部埼灯台から五十六度三十分九百五十メートルの地点 二 部埼灯台から三百二十六度三十分三千三百三十メートルの地点 三 火ノ山下潮流信号所から六十一度三千二百四十メートルの地点 四 火ノ山下潮流信号所から二百十九度四百五メートルの地点 五 白木崎から三百十九度三十分七千七メートルの地点

六 門司船舶通航信号所から十八度三十分二千メートルの地点	七 門司船舶通航信号所から十四度千七百十メートルの地点	八 門司船舶通航信号所から三百三十一度三十分千五百四十メートルの地点	九 門司船舶通航信号所から三百十八度三十分二千二百二十メートルの地点	十 台場鼻潮流信号所から二百二十四度三十分五百五十五メートルの地点	十一 台場鼻潮流信号所から三百二十四度三十分六百五十五メートルの地点	十二 六連島灯台(北緯三十三度五十八分四十一秒東経百三十三度五十二分四秒)から百二十九度千六百十メートルの地点	十三 六連島灯台から七十四度三十分千六百十メートルの地点	十四 六連島灯台から三十七度二千五百七十メートルの地点	十五 部埼灯台から五十六度三十分六百四十メートルの地点	十六 部埼灯台から十度三十分八百二十メートルの地点	十七 部埼灯台から三百十五度二千二百五十メートルの地点	十八 部埼灯台から三百五十二度千八百七十メートルの地点	十九 門司埼灯台	二十 白木崎から二百六十一度四百九十メートルの地点	二十一 門司船舶通航信号所から三十七度三十分千五百六十メートルの地点	二十二 門司船舶通航信号所から二百七十七度八百二十メートルの地点	二十三 門司船舶通航信号所から二百八十五度三十分千九百四十メートルの地点	二十四 若松港口信号所から百七度二千三百メートルの地点
------------------------------	-----------------------------	------------------------------------	------------------------------------	-----------------------------------	------------------------------------	---	------------------------------	-----------------------------	-----------------------------	---------------------------	-----------------------------	-----------------------------	----------	---------------------------	------------------------------------	----------------------------------	--------------------------------------	-----------------------------

二十五 若松洞海湾口防波堤灯台(北緯三十三度五十六分二十八秒東経百三十度五十二分二秒)から九十七度九百十メートルの地点	二十六 若松洞海湾口防波堤灯台から三十二度千八百八十メートルの地点	二十七 六連島灯台から百四十六度九百三十メートルの地点	二十八 六連島灯台から六十三度六百五十メートルの地点	二十九 六連島灯台から二十三度三十分九百六十メートルの地点	第一号の地点から第二号の地点まで引いた線と第三号の地点から第六号の地点までを順次に結んだ線との間の海面	一 若松洞海湾口防波堤灯台から九十七度九百十メートルの地点	二 若松洞海湾口防波堤灯台から三百三十二度二千三百三十メートルの地点	三 若松洞海湾口防波堤灯台から三十二度千八百八十メートルの地点	四 若松洞海湾口防波堤灯台から三十二度二千四百七十メートルの地点	五 若松洞海湾口防波堤灯台から十五度千九百七十メートルの地点	六 若松洞海湾口防波堤灯台から五度二千七百七十メートルの地点	第一号の地点から第二号の地点まで引いた線と第三号の地点から第五号の地点までを順次に結んだ線との間の海面	一 白洲灯台から二百二度三十分四千四百四十メートルの地点	二 白洲灯台から二百八十六度三十分千九百七十メートルの地点
---	-----------------------------------	-----------------------------	----------------------------	-------------------------------	---	-------------------------------	------------------------------------	---------------------------------	----------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	---	------------------------------	-------------------------------

砂津航路	第一号の地点から第五号の地点までを順次に結んだ線と第六号の地点から第九号の地点までを順次に結んだ線との間の海面 一 砂津防波堤灯台(北緯三十三度五十三分三十七秒東経百三十度五十三分三十八秒) 二 砂津防波堤灯台から五十五度四十五分四百七十五メートルの地点 三 砂津防波堤灯台から五十四度六百八十メートルの地点 四 砂津防波堤灯台から四十四度九百メートルの地点 五 門司船舶通航信号所から二百八十五度三十分千九百四十メートルの地点 六 砂津防波堤灯台から百二十五度百五十五メートルの地点 七 砂津防波堤灯台から七十九度五百七十メートルの地点 八 砂津防波堤灯台から六十七度千三百メートルの地点 九 門司船舶通航信号所から二百七十七度八百二十メートルの地点
戸畑航路	第一号の地点から第二号の地点まで引いた線と第三号の地点から第五号の地点までを順次に結んだ線との間の海面 一 若松港口信号所から百三十五度三十分二千三百四十五メートルの地点 二 若松港口信号所から百七度二千三百メートルの地点 三 若松港口信号所から百三十五度三十分二千七百四十メートルの地点

若松航路	四 若松港口信号所から百二十度二千六百八十五メートルの地点 五 若松港口信号所から百十七度三十分三千二百五メートルの地点 第一号の地点から第十号の地点までを順次に結んだ線と第十一号の地点から第二十号の地点までを順次に結んだ線との間の海面 一 牧山信号所から二百十八度七百五十メートルの地点 二 牧山信号所から三百四度七百三十五メートルの地点 三 牧山信号所から三百三十度八百五十メートルの地点 四 牧山信号所から二十二度三十分千五百三十五メートルの地点 五 若松港口信号所から二百二十五度三千メートルの地点 六 若松港口信号所から二百二十六度三十分二千五百三十五メートルの地点 七 若松港口信号所から二百二十五度三十分二千五メートルの地点 八 若松港口信号所から二百六度三十分千二百五メートルの地点 九 若松港口信号所から百十七度三十分千四百四十メートルの地点 十 若松港口信号所から百七度二千三百メートルの地点 十一 牧山信号所から二百四十一度三十分七百五メートルの地点 十二 牧山信号所から三百五度九百四十メートルの地点 十三 牧山信号所から三百二十四度九百八十五メートルの地点 十四 牧山信号所から十三度千四百五十五メートルの地点 十五 牧山信号所から十三度千六百十メートルの地点
------	--

奥洞海航路	十六 若松港口信号所から二百三十二度三十分二千八百六十五メートルの地点 十七 若松港口信号所から二百三十四度二十五メートルの地点 十八 若松港口信号所から二百二十三度三十分千メートルの地点 十九 若松港口信号所から百九度三十分千二百三十五メートルの地点 二十 若松洞海湾口防波堤灯台から九十七度九百十メートルの地点 より囲まれた海面 一 牧山信号所（以下A地点という）から三百五度九百四十メートルの地点 二 A地点から二百七十九度千四百五十五メートルの地点 三 A地点から二百六十七度三十分千四百二十五メートルの地点 四 二島信号所（以下B地点という）から八十七度八百九十メートルの地点 五 B地点から百三十七度三十分二百五十五メートルの地点 六 B地点から二百四十七度二千九百五メートルの地点 七 B地点から二百四十四度二千メートルの地点 八 B地点から九十五度九百二十五メートルの地点 九 A地点から二百五十八度千六百六十五メートルの地点 十 A地点から二百六十五度三十分千二百七十五メートルの地点 十一 A地点から二百九十七度八百三十五メートルの地点 第一号の地点から第三号の地点までを順次に結んだ線と第四号の地点から第五号の地点まで引いた線との間の海面
-------	---

高松島	一 和合良島島頂から二百五十一度三十分二千五百八十メートルの地点 二 和合良島島頂から二百四十八度二十五メートルの地点 三 和合良島島頂から二百四十五度千四百六十メートルの地点 四 和合良島島頂から二百四十二度二千五百八十メートルの地点 五 和合良島島頂から二百三十度千三百八十メートルの地点 徳南岸壁東端から南防波堤北端まで引いた線と北岸壁東端から東防波堤南端まで引いた線との間の海面 高松島 第一号の地点から第二号の地点まで引いた線と第三号の地点から第四号の地点まで引いた線との間の海面 一 高松港朝日町外防波堤南灯台（北緯三十四度二十一分四十秒東経百三十四度三十分十九秒）から百九十七度三十分百五メートルの地点 二 高松港朝日町外防波堤南灯台から三百五十六度三十分五百メートルの地点 三 高松港朝日町外防波堤南灯台から二百五十三度三十分三百メートルの地点 四 高松港朝日町外防波堤南灯台から三百三十三度三十分五百七十五メートルの地点 新居浜航路 新居浜港東防波堤灯台（北緯三十三度五十八分五十分東経百三十三度十五分五十六秒）から二百七十度六十メートルの地点から御代島三角点（七四メートル）から百三十三度八百四十八メートルの地点を経て同三角点から百五十四度千五百七十七メートルの地点まで引いた線の西側幅百八十メートルの海面並びに同灯台及び新居浜港西防波堤灯台（北緯三十三度五十八分五十分東経百三十三度十五分四十四秒）からそれぞれ七度七度分港界線まで引いた線との間の海面
-----	---

知高	第二航路 御代島三角点（七四メートル）から百十八度千三百メートルの地点から百三十六度二百五十分メートルの地点まで引いた線及び同地点から二百七十七度第一航路東側線まで引いた線と同三角点から百二十三度千二百六十メートルの地点から三百十六度二百メートルの地点まで引いた線及び同地点から二百七十七度第一航路東側線まで引いた線との間の海面 高津三角点（百四十四メートル）（北緯三十三度三十一分五十五秒東経百三十三度三十四分十三秒）から三百四度七百七十分メートルの地点（以下A地点という）から百八十四度七百メートルの地点まで引いた線、同地点から百八十一度二千三百八十メートルの地点まで引いた線、同地点から百九十度五百九十メートルの地点まで引いた線、同地点から百四十八度二百十メートルの地点まで引いた線、同地点から百十五度二百八十メートルの地点まで引いた線、同地点から七十四度七百八十五メートルの地点まで引いた線及び同地点から六十五度三十分三百五十分メートルの地点まで引いた線とA地点から二百七十四度百二十メートルの地点から百八十四度二千三百メートルの地点まで引いた線、同地点から百八十四度七百六十メートルの地点まで引いた線、同地点から百九十度六百七十メートルの地点まで引いた線、同地点から百四十八度三百十メートルの地点まで引いた線、同地点から百五十五度三百七十五メートルの地点まで引いた線、同地点から七十四度九百メートルの地点まで引いた線及び同地点から六十五度三十分三百六十メートルの地点まで引いた線との間の海面
博多	中央航路 第一号の地点から第三号の地点までを順次に結んだ線と第四号の地点から第七号の地点までを順次に結んだ線との間の海面 一 博多港西防波堤北灯台から百九度三十分三百九十メートルの地点

<p>光三閃 及び白色 こと。</p>	<p>順次に赤 色光三閃 及び白色 こと。</p>	<p>路外において、 出航船の進路を 避けて待たな ければならない こと。ただし、港 長の指示を受け た船舶は、入航 することができ ること。 長さ七十メー トル未満又は総ト ン数千トン未満 の入航船は、入 航することがで きること。</p>
-----------------------------	---------------------------------------	---

<p>鹿島 中央 所(北 緯三 十五 度五 十分 四十五 秒) の文字 の点滅</p>	<p>入航船は、入航 することができ ること。 長さ七十メー トル以上の出航船 (総トン数千ト ン未満の船舶を 除く。)は、運 航を停止して待 たなければなら ないこと。た だし、港長の指 示を受けた船舶は 、出航することが できること。</p>
---	---

<p>千 千葉 航路</p>	<p>千 千葉 航路 標 所(北 緯三 十五 度三 十分 四十五 秒) の文字 の点滅 の点滅</p>
------------------------	---

<p>の点滅 の文字 の点滅</p>	<p>の点滅 の文字 の点滅</p>
----------------------------	----------------------------

千葉中零度、百央港信十九度及号所び二百四(北緯三十九度方十五度向に面す分四十による。分四十五による。二秒東毎二秒に経百四白光一閃。十分二秒)二秒)	Xの文字の点灯	港長の指示を受けた船舶以外の船舶は、入航してはならないこと。	なければならないこと。 長さ百四十メートル(油送船にあっては、総トン数千トン)以上の出航船は、運航を停止して待たなければならぬこと。 長さ百四十メートル(油送船にあっては、総トン数千トン)未満の出入航船は、入航することができぬこと。
---	---------	--------------------------------	--

毎三秒に順次に赤白光一閃及び白色光一閃	毎二秒に赤白光一閃	長さ百四十メートル未満又は総トン数五百トンを満の入航船は、入航することができぬこと。 長さ百四十メートル未満又は総トン数五百トンを満の入航船は、入航することができぬこと。 長さ百四十メートル未満又は総トン数五百トンを満の入航船は、入航することができぬこと。 長さ百四十メートル未満又は総トン数五百トンを満の入航船は、入航することができぬこと。	長さ百四十メートル未満又は総トン数五百トンを満の入航船は、入航することができぬこと。 長さ百四十メートル未満又は総トン数五百トンを満の入航船は、入航することができぬこと。 長さ百四十メートル未満又は総トン数五百トンを満の入航船は、入航することができぬこと。 長さ百四十メートル未満又は総トン数五百トンを満の入航船は、入航することができぬこと。
---------------------	-----------	--	--

市原航路	千葉灯台八十度、二百十度及び七十度方向に面する信号板による。	毎二秒に赤白光一閃	毎六秒に順次に赤白光三閃及び白色光三閃	長さ百四十メートル未満又は総トン数五百トンを満の入航船は、入航することができぬこと。 長さ百四十メートル未満又は総トン数五百トンを満の入航船は、入航することができぬこと。 長さ百四十メートル未満又は総トン数五百トンを満の入航船は、入航することができぬこと。 長さ百四十メートル未満又は総トン数五百トンを満の入航船は、入航することができぬこと。	長さ百四十メートル未満又は総トン数五百トンを満の入航船は、入航することができぬこと。 長さ百四十メートル未満又は総トン数五百トンを満の入航船は、入航することができぬこと。 長さ百四十メートル未満又は総トン数五百トンを満の入航船は、入航することができぬこと。 長さ百四十メートル未満又は総トン数五百トンを満の入航船は、入航することができぬこと。
------	--------------------------------	-----------	---------------------	--	--

毎三秒に順次に赤白光一閃及び白色光一閃	長さ百二十五メートル(油送船にあっては、総トン数千トン)以上の出入航船は、入航することができぬこと。 長さ百二十五メートル(油送船にあっては、総トン数千トン)未満の出入航船は、入航することができぬこと。 長さ百二十五メートル(油送船にあっては、総トン数千トン)未満の出入航船は、入航することができぬこと。 長さ百二十五メートル(油送船にあっては、総トン数千トン)未満の出入航船は、入航することができぬこと。
---------------------	--

四十九度十六分	七秒三十分	分四十八	三十五度	十五度	（北緯三	号所	晴海	秒）	二十六分	九度四分	百三十	四十六	十六分	五度及	緯三百	所（北	二信号	青海第	三分三	分六十	十九度	六秒東	分五十	三十六	十五度	（北緯	号所	青海																				
														光三閃	及び白	色光三	順次に	毎六秒	に港長	の指示	を受	び白色	光三閃	に赤色	光三閃	及び白	光三閃	を	信号が	間も	なく	毎六秒	に順次	に赤色	光三閃	及び白	光三閃	を	信号が	間も	なく	毎六秒	に順次	に赤色	光三閃	及び白	光三閃	を

															分二十 一秒）		
															Fの文字 の点滅	Oの文字 の点滅	Xの文字 の点滅
															長三百メートル（油送船にあっては、総トン数五千トン）以上の入航船は、航路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。	長三百メートル（油送船にあっては、総トン数五千トン）以上の入航船は、航路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。	航路内において航行中の入出航船は、入出航することであること。

															Xの文字 の点滅	X及びFの 文字の交 互点滅	X及びFの 文字の交 互点滅
															航路内において航行中の入出航船は、入出航することであること。	航路外にある長三百メートル以上の入航船は、航路外において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。ただし、港長の指示を受け、入出航することであること。	航路内において航行中の入出航船は、入出航することであること。

															Xの文字 の点滅	X及びFの 文字の交 互点滅	X及びFの 文字の交 互点滅
															航路内において航行中の入出航船は、入出航することであること。	航路外にある長三百メートル以上の入航船は、航路外において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。ただし、港長の指示を受け、入出航することであること。	航路内において航行中の入出航船は、入出航することであること。

鶴見北水路 見水路 航（鶴見つ） 路ばさ橋十五 、以北の二十 、京鶴見航 運、四十九度 、河、四十二 、川、分二秒 崎、分二秒 路、	Xの文字 の点灯 港長の指示を受 けた船舶以外の 船舶は、入出航 してはならない こと。	鶴見北水路 見水路 航（鶴見つ） 路ばさ橋十五 、以北の二十 、京鶴見航 運、四十九度 、河、四十二 、川、分二秒 崎、分二秒 路、	Iの文字 の点減 入航船は、入航 することができ ること。	鶴見北水路 見水路 航（鶴見つ） 路ばさ橋十五 、以北の二十 、京鶴見航 運、四十九度 、河、四十二 、川、分二秒 崎、分二秒 路、	Oの文字 の点減 出航船は、出航 することができ ること。	鶴見北水路 見水路 航（鶴見つ） 路ばさ橋十五 、以北の二十 、京鶴見航 運、四十九度 、河、四十二 、川、分二秒 崎、分二秒 路、	鶴見北水路外 、鶴見北水路外 、鶴見北水路外 の進路を避けて 航行すること。
--	--	--	---	--	---	--	--

鶴見北水路 見水路 航（鶴見つ） 路ばさ橋十五 、以北の二十 、京鶴見航 運、四十九度 、河、四十二 、川、分二秒 崎、分二秒 路、	Xの文字 の点減 鶴見北水路内 において航行中 の入出航船は、 入航することが できること。	鶴見北水路 見水路 航（鶴見つ） 路ばさ橋十五 、以北の二十 、京鶴見航 運、四十九度 、河、四十二 、川、分二秒 崎、分二秒 路、	Xの文字 の点灯 港長の指示を受 けた船舶以外の 船舶は、入出航 することができ ること。	鶴見北水路 見水路 航（鶴見つ） 路ばさ橋十五 、以北の二十 、京鶴見航 運、四十九度 、河、四十二 、川、分二秒 崎、分二秒 路、	Oの文字 の点減 出航船は、出航 することができ ること。	鶴見北水路 見水路 航（鶴見つ） 路ばさ橋十五 、以北の二十 、京鶴見航 運、四十九度 、河、四十二 、川、分二秒 崎、分二秒 路、	鶴見北水路外 、鶴見北水路外 の進路を避けて 航行すること。
--	--	--	---	--	---	--	---

鶴見北水路 見水路 航（鶴見つ） 路ばさ橋十五 、以北の二十 、京鶴見航 運、四十九度 、河、四十二 、川、分二秒 崎、分二秒 路、	Xの文字 の点減 鶴見北水路内 において航行中 の入出航船は、 入航することが できること。	鶴見北水路 見水路 航（鶴見つ） 路ばさ橋十五 、以北の二十 、京鶴見航 運、四十九度 、河、四十二 、川、分二秒 崎、分二秒 路、	Oの文字 の点減 出航船は、出航 することができ ること。	鶴見北水路 見水路 航（鶴見つ） 路ばさ橋十五 、以北の二十 、京鶴見航 運、四十九度 、河、四十二 、川、分二秒 崎、分二秒 路、	Xの文字 の点灯 港長の指示を受 けた船舶以外の 船舶は、入出航 することができ ること。	鶴見北水路 見水路 航（鶴見つ） 路ばさ橋十五 、以北の二十 、京鶴見航 運、四十九度 、河、四十二 、川、分二秒 崎、分二秒 路、	鶴見北水路外 、鶴見北水路外 の進路を避けて 航行すること。
--	--	--	---	--	---	--	---

鶴見北水路 見水路 航（鶴見つ） 路ばさ橋十五 、以北の二十 、京鶴見航 運、四十九度 、河、四十二 、川、分二秒 崎、分二秒 路、	Xの文字 の点灯 港長の指示を受 けた船舶以外の 船舶は、入出航 してはならない こと。	鶴見北水路 見水路 航（鶴見つ） 路ばさ橋十五 、以北の二十 、京鶴見航 運、四十九度 、河、四十二 、川、分二秒 崎、分二秒 路、	Kの文字 の点灯 東行船は、東行 することができ ること。	鶴見北水路 見水路 航（鶴見つ） 路ばさ橋十五 、以北の二十 、京鶴見航 運、四十九度 、河、四十二 、川、分二秒 崎、分二秒 路、	Oの文字 の点減 出航船は、出航 することができ ること。	鶴見北水路 見水路 航（鶴見つ） 路ばさ橋十五 、以北の二十 、京鶴見航 運、四十九度 、河、四十二 、川、分二秒 崎、分二秒 路、	鶴見北水路外 、鶴見北水路外 の進路を避けて 航行すること。
--	--	--	---	--	---	--	---

ら百五十二度、に扇島まで引いた線(以下A線といふ)及び陸岸により囲まれた海面

<p>Tの文字の点灯</p> <p>西行船は、西行することができ、ただし、田辺運河から出航しようとする総トン数千トン以上の西行船は、運航を停止して待たなければならぬこと。</p>	<p>Kの文字の点滅</p> <p>東行船は、東行することができ、ただし、田辺運河に入航しようとする総トン数千トン以上の東行船は、京浜運河内において田辺運河から出航しようとする総トン数千トン以上の東行船の進路を避けて待たなければならぬこと。</p> <p>総トン数千トン以上の西行船は、運航を停止して待たなければならぬこと。</p>
---	--

<p>Xの文字の点滅</p> <p>東行又は西行しようとする航行中の船舶は、それぞれ東行又は西行することができ、東行又は西行しようとする停泊中の船舶は、運航を開始してはならないこと。</p> <p>港長の指示を受けた船舶以外の船舶は、東行又は西行してはならないこと。ただし、鶴見信号所のIの文字の</p>	<p>Tの文字の点滅</p> <p>西行船は、西行することができ、ただし、田辺運河に入航しようとする総トン数千トン以上の西行船は、京浜運河内において田辺運河から出航しようとする総トン数千トン以上の西行船の進路を避けて待たなければならぬこと。</p> <p>総トン数千トン以上の東行船は、運航を停止して待たなければならぬこと。</p> <p>未満の東行船は、東行することができ、東行しようとする航行中の船舶は、それぞれ東行又は西行することができ、東行又は西行しようとする停泊中の船舶は、運航を開始してはならないこと。</p>
--	---

<p>Kの文字の点滅</p> <p>東行船は、東行することができ、ただし、池上運河に入航しようとする総トン数千トン以上の東行船は、京浜運河内において池上運河から出航しようとする総トン数千トン以上の西行船の進路を避けて待たなければならぬこと。</p>	<p>Tの文字の点灯</p> <p>西行船は、西行することができ、ただし、池上運河から出航しようとする総トン数千トン以上の西行船は、運航を停止して待たなければならぬこと。</p> <p>総トン数千トン以上の東行船は、運航を停止して待たなければならぬこと。</p> <p>未満の東行船は、東行することができ、東行しようとする航行中の船舶は、それぞれ東行又は西行することができ、東行又は西行しようとする停泊中の船舶は、運航を開始してはならないこと。</p>
--	--

<p>Tの文字の点滅</p> <p>東行船は、東行することができ、ただし、池上運河に入航しようとする総トン数千トン以上の東行船は、京浜運河内において池上運河から出航しようとする総トン数千トン以上の西行船の進路を避けて待たなければならぬこと。</p>	<p>Tの文字の点灯</p> <p>西行船は、西行することができ、ただし、池上運河から出航しようとする総トン数千トン以上の西行船は、運航を停止して待たなければならぬこと。</p> <p>総トン数千トン以上の東行船は、運航を停止して待たなければならぬこと。</p> <p>未満の東行船は、東行することができ、東行しようとする航行中の船舶は、それぞれ東行又は西行することができ、東行又は西行しようとする停泊中の船舶は、運航を開始してはならないこと。</p>
--	--

<p>Tの文字の点灯 西行船は、西行することができること。ただし、大師運河から出航しようとする総トン数千トン以上の西行船は、運航を停止して待たなければならないこと。</p>		<p>Kの文字の点滅 東行船は、東行することができること。ただし、大師運河に入航しようとする総トン数千トン以上の東行船は、京浜運河内において大師運河から出航しようとする総トン数千トン以上の東行船の進路を避けて待たなければならないこと。</p>
--	--	---

<p>Xの文字の点滅 東行又は西行しようとする航行中の船舶は、それぞれ東行又は西行することができること。東行又は西行しようとする停泊中の船舶は、運航を開始してはならないこと。</p>		<p>Tの文字の点滅 西行船は、西行することができること。ただし、大師運河に入航しようとする総トン数千トン以上の西行船は、京浜運河内において大師運河から出航しようとする総トン数千トン以上の西行船の進路を避けて待たなければならないこと。</p>
---	--	---

<p>Oの文字の点滅 出航船は、出航することができること。総トン数千トン以上の入航船は、航路外において出航船の進路を避けて待たなければならないこと。総トン数千トン未満の入航船は、出航することができること。</p>	<p>Iの文字の点滅 入航船は、入航することができること。総トン数千トン以上の出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。総トン数千トン未満の出航船は、出航することができること。</p>	<p>川崎航路 川崎航路の指示を受ける船舶は、東行又は西行してはならないこと。ただし、川崎信号所のIの文字の点滅により川崎航路から入航しようとする西行船は、西行することができること。</p>
--	--	---

<p>横濱水路大黒信号所 黒防波灯(北緯三十一度十七分、東経一四十九度三十分)</p>	<p>Xの文字の点灯 港長の指示を受けた船舶以外の船舶は、入航してはならないこと。ただし、川崎信号所のKの文字の点灯又はKの文字の点滅により京浜運河第四区から出航しようとする船舶は、出航することができること。</p>	<p>Xの文字の点滅 航路内において航行中の入航船は、入航することができること。航路外において、航路内において航行中の入航船の進路を避けて待たなければならないこと。ただし、京浜運河第四区から出航しようとする船舶は、出航することができること。</p>
---	--	--

十三度内港信十五度方 三十分号 所向に面す に引以(北緯三三の信号板 た線以十五度による。 西の横二十七Iの文字 浜航路)分六秒の点滅	東經百 三十九 度三十 八分二 十九秒)	入航船は、入航 することができ ること。 長さ五十メー トル以上の出航船 (総トン数五百 トン未満の船舶 を除く。)は、 運航を停止して 待たなければな らないこと。た だし、港長の指 示を受けた船舶 は、出航するこ とができること	Oの文字 の点滅 出航船は、出航 することができ ること。 長さ五十メー トル以上の入航船 (総トン数五百 トン未満の船舶 を除く。)は、 西水路外におい て、出航船の進 路を避けて待た なければならな いこと。ただし 、港長の指示を 受けた船舶は、 入航することが できること。 長さ五十メー トル未満又は総ト ン数五百トン未 満の入航船は、
--	----------------------------------	--	--

Fの文字 の点滅 入航することが できること。 長さ百六十メー トル(油送船に あつては、総ト ン数千トン)以 上の入出航船は 、西水路外にお いて、入出航船 の進路を避けて 待たなければな らないこと。 長さ百六十メー トル(油送船に あつては、総ト ン数千トン)未 満の入出航船は 、入出航するこ とができること	Xの文字 及びIの 文字の交 互点滅 西水路内にお いて航行中の入 出航船は、入出 航することができ ること。 西水路外にある 長さ五十メー トル以上の入出航 船(総トン数五 百トン未満の船 舶を除く。)は、 西水路外にお いて、西水路内 において航行中 の入出航船の進 路を避けて待た なければならな いこと。ただし 、港長の指示を 受けた船舶にあ つては入出航す ることができ、東 水路から入航し ようとする船舶 にあつては入航 することができ ること。
--	---

Xの文字 及びOの 文字の交 互点滅 西水路内にお いて航行中の入 出航船は、入出 航することができ ること。 西水路外にある 長さ五十メー トル以上の入出航 船(総トン数五 百トン未満の船 舶を除く。)は、 西水路外にお いて、西水路内 において航行中 の入出航船の進 路を避けて待た なければならな いこと。ただし 、港長の指示を 受けた船舶は、入 出航することが できること。 西水路外にある 長さ五十メー トル未満又は総ト ン数五百トン未 満の入出航船は 、入出航するこ とができること。 信号が、間もな くIの文字の点 滅に変わるこ と。	西水路外にある 長さ五十メー トル未満又は総ト ン数五百トン未 満の入出航船は 、入出航するこ とができること。 信号が、間もな くIの文字の点 滅に変わるこ と。
--	--

Xの文字 及びFの 文字の交 互点滅 西水路内にお いて航行中の入 出航船は、入出 航することができ ること。 西水路外にある 長さ五十メー トル以上の入出航 船(総トン数五 百トン未満の船 舶を除く。)は、 西水路外にお いて、西水路内 において航行中 の入出航船の進 路を避けて待た なければならな いこと。ただし 、港長の指示を 受けた船舶にあ つては入出航す ることができ、東 水路から入航し ようとする船舶 にあつては入航 することができ ること。	Xの文字 の点滅 西水路内にお いて航行中の入 出航船は、入出 航することができ ること。 西水路外にある 長さ五十メー トル未満又は総ト ン数五百トン未 満の入出航船は 、入出航するこ とができること。 信号が、間もな くFの文字の点 滅に変わるこ と。
---	---

<p>東水路 本牧信七十五度、 (西水路号 所百六十度、 を除外(北緯三二百七十 た横浜十五度及び三 航路) 二十六百四十五</p>	<p>一分二十度方向に 一秒東面する信 經百三号板によ 十九度。 四十一の文字 分二十の点滅 二秒)</p>	<p>Xの文字 の点滅</p>	<p>西水路内にお いて航行中の入 出航船の進路を 避けて待たなけ ればならないこ と。ただし、東 水路から入航し ようとすると船 は、入航するこ とができること 。信号が、間もな くXの文字の点 滅に変わること 。</p>
--	--	---------------------	--

<p>○の文字 の点滅</p>	<p>出航船は、出航 することができ ること。 長さ五十メー ル以上の入航船 (総トン数五百 トン未満の船舶 を除く。)は、 東水路外におい て、出航船の進 路を避けて待た なければならな いこと。ただし 、港長の指示を 受けた船舶は、 入航することが できること。 長さ五十メー トル未満又は総 トン数五百トン 未満の入航船は、 入航することが できること。</p>	<p>Fの文字 の点滅</p>
---------------------	--	---------------------

<p>Xの文字 及びIの 交 互点滅</p>	<p>東水路内にお いて航行中の入 出航船は、入航 することができ ること。 東水路外にある 長さ五十メー トル以上の入航 船(総トン数五 百トン未満の船 舶を除く。)は、 東水路外にお いて航行中の 入出航船の進路 を避けて待たな ければならない こと。ただし、 港長の指示を受 けた船舶は、入 出航することが できること。 東水路外にある 長さ五十メー トル未満又は総 トン数五百トン 未満の入航船は 、入航すること ができること。 信号が、間もな くIの文字の点 滅に変わること 。</p>	<p>Xの文字 及びOの 交 互点滅</p>
------------------------------------	--	------------------------------------

<p>おいて航行中の 入出航船の進路 を避けて待たな ければならない こと。ただし、 港長の指示を受 けた船舶であつ ては入航する ことができるこ と。 西水路から出航 しようとすると 水路から出航し ようとすると船 は、入航するこ とができること 。信号が、間も なくOの文字の 点滅に変わること 。</p>	<p>Xの文字 及びFの 交 互点滅</p>
---	------------------------------------

Xの文字 の点滅	Xの文字 の点滅	Xの文字 の点滅
Xの文字の点灯	Xの文字の点灯	Xの文字の点灯

<p>毎三秒に二回、赤色を閃光させ、続いて白色を閃光させること。</p> <p>（北緯三十九度三十分）</p>	<p>毎三秒に二回、赤色を閃光させ、続いて白色を閃光させること。</p> <p>（北緯三十九度三十分）</p>	<p>毎三秒に二回、赤色を閃光させ、続いて白色を閃光させること。</p> <p>（北緯三十九度三十分）</p>

<p>毎三秒に二回、赤色を閃光させ、続いて白色を閃光させること。</p> <p>（北緯三十九度三十分）</p>	<p>毎三秒に二回、赤色を閃光させ、続いて白色を閃光させること。</p> <p>（北緯三十九度三十分）</p>	<p>毎三秒に二回、赤色を閃光させ、続いて白色を閃光させること。</p> <p>（北緯三十九度三十分）</p>

<p>毎三秒に二回、赤色を閃光させ、続いて白色を閃光させること。</p> <p>（北緯三十九度三十分）</p>	<p>毎三秒に二回、赤色を閃光させ、続いて白色を閃光させること。</p> <p>（北緯三十九度三十分）</p>

分四十秒

度十九の点滅

Iの文字
入航船は、入航することができること。

Fの文字の点滅	長さ二百七十メートル（油送船にあつては、総トン数五千トン）以上の入航船は、水路外において、出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。 長さ二百七十メートル（油送船にあつては、総トン数五千トン）以上の出航船は、運航を停止して待たなければならぬこと。 長さ二百七十メートル（油送船にあつては、総トン数五千トン）未滿の入出航船は、入出航することができること。	Xの文字及びIの文字の交点滅	水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 水路外にある長さ五十メートル以上の入出航船（総トン数五百トン未滿の船舶を除く。）は、水路外において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。 ただし、港長の指示を受けた船舶は、入出航
---------	---	----------------	---

Xの文字及びOの文字の交点滅	水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 水路外にある長さ五十メートル以上の入出航船（総トン数五百トン未滿の船舶を除く。）は、水路外において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。 ただし、港長の指示を受けた船舶は、入出航	水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 水路外にある長さ五十メートル未滿又は総トン数五百トン未滿の入出航船は、入出航することができること。 信号が、間もなくOの文字の点滅に変わるこ
----------------	---	--

Xの文字及びFの文字の交点滅	水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 水路外にある長さ五十メートル以上の入出航船（総トン数五百トン未滿の船舶を除く。）は、水路外において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。 ただし、港長の指示を受けた船舶は、入出航	水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 水路外にある長さ五十メートル未滿又は総トン数五百トン未滿の入出航船は、入出航することができること。 信号が、間もなくXの文字の点
----------------	---	--

Xの文字の点滅	金城信東水路に於いては、（北緯三十三度十五分六秒）の方向に面する信号板による。	百三十一の文字の点滅、十六分四十分四秒）及びWの文字の交点滅又（総トン数五百	Oの文字の点滅又（総トン数五百）の文字の交点滅	港長の指示を受けた船舶は、入出航してはならないこと。 運航を停止して待たなければならぬこと。 ただし、港長の指示を受けた船舶は、出航することができること。 長さ五十メートル未滿又は総トン数五百トン未滿の出航船は、出航することができること。 Oの文字の点滅又（総トン数五百）の文字の交点滅は、出航することができること。 E長さ五十メートル以上の入出航船（総トン数五百トン未滿の船舶を除く。）は、水路外において、出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。
---------	---	--	-------------------------	---

<p>こと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、入航することができること。 長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の入航船舶は、入航することができること。</p>	<p>Fの文字又はEの文字の点滅 長さ二百七十メートル（油送船） トン数五千トン 以上の入航船舶は、水路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 長さ二百七十メートル（油送船） トン数五千トン にあつては、総トン数五千トン） 以上の出航船舶は、運航を停止して待たなければならないこと。 長さ二百七十メートル（油送船） にあつては、総トン数五千トン） にあつては、総トン数五千トン） 未満の入航船舶は、入航することができること。</p>	<p>Xの文字及びIの文字の交点滅 水路内において航行中の入航船舶は、入航することができること。 水路外にある長さ五十メートル以上の入航船舶（総トン数五百</p>
---	--	---

<p>トン未満の船舶を除く。）は、水路外において航行中の入航船舶の進路を避けて待たなければならないこと。 ただし、港長の指示を受けた船舶は、入航することができること。 水路外にある長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の入航船舶は、入航することができること。 水路外において航行中の入航船舶の進路を避けて待たなければならないこと。 ただし、港長の指示を受けた船舶は、入航することができること。</p>	<p>Xの文字及びOの文字の交点滅 水路内において航行中の入航船舶は、入航することができること。 水路外にある長さ五十メートル以上の入航船舶（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、水路外において航行中の入航船舶の進路を避けて待たなければならないこと。 ただし、港長の指示を受けた船舶は、入航することができること。</p>	<p>水路外にある長さ五十メートル</p>
---	---	-----------------------

<p>未満又は総トン数五百トン未満の入航船舶は、入航することができること。 信号が、間もなくOの文字の点滅、Oの文字及びEの文字の交点滅又はOの文字及びWの文字の交点滅に変わること。</p>	<p>Xの文字及びFの文字の交点滅 水路内において航行中の入航船舶は、入航することができること。 水路外にある長さ五十メートル以上の入航船舶（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、水路外において航行中の入航船舶の進路を避けて待たなければならないこと。 ただし、港長の指示を受けた船舶は、入航することができること。</p>	<p>水路外にある長さ五十メートル</p>
---	---	-----------------------

<p>Xの文字及びEの文字の交点滅 水路内において航行中の入航船舶は、入航することができること。 水路外にある長さ五十メートル以上の入航船舶（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、水路外において航行中の入航船舶の進路を避けて待たなければならないこと。 ただし、港長の指示を受けた船舶は、入航することができること。</p>	<p>Xの文字及びWの文字の交点滅 水路内において航行中の入航船舶は、入航することができること。 水路外にある長さ五十メートル以上の入航船舶（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、水路外において航行中の入航船舶の進路を避けて待たなければならないこと。 ただし、港長の指示を受けた船舶は、入航することができること。 信号が、間もなくEの文字の点滅に変わること。</p>	<p>水路外にある長さ五十メートル</p>
---	--	-----------------------

西水路				
高潮防三十二度、 波堤西二百十六 信号所度及び三 （北緯三百三十二 十五度方向に			Xの文字 の点滅	Xの文字 の点滅
		港長の指示を受 けた船舶以外の 船舶は、入出航 してはならない こと。	水路内において 航行中の入出航 船は、入出航す ることができ ること。 水路外にある入 出航船は、水路 外において、水 路内において航 行中の入出航船 の進路を避けて 待たなければな らないこと。 信号が、間もな くXの文字の点 滅に変わること	航船の進路を避 けて待たなければ ならないこと。 ただし、港長 の指示を受けた 船舶は、入出航 することができ ること。 水路外にある長 さ五十メートル 未満又は総トン 数五百トン未満 の入出航船は、 入出航すること ができること。 信号が、間もな くWの文字の点 滅に変わること

					三十四面する信 秒東経号板によ 百三十の 六十八分の点滅 （六秒）
			Tの文字 の点滅		
		長さ五十メート ル以上の出航船 （総トン数五百 トン未満の船舶 を除く。）は、 運航を停止して 待たなければな らないこと。 長さ五十メート ル未満又は総ト	入航船は、入航 することができ ること。ただし 、飛島ふ頭南東 端からポートア イランド北東端 まで引いた線以 東の海面に入ろ うとする長さ五 十メートル以上 の船舶（総トン 数五百トン未満 の船舶を除く。） は、水路外にお いて、出航船の 進路を避けて待 たなければなら ないこと。 長さ五十メート ル以上の出航船 （総トン数五百 トン未満の船舶 を除く。）は、 運航を停止して 待たなければな らないこと。 長さ五十メート ル未満又は総ト	入航船は、入航 することができ ること。ただし 、飛島ふ頭南東 端からポートア イランド北東端 まで引いた線以 東の海面に入ろ うとする長さ五 十メートル以上 の船舶（総トン 数五百トン未満 の船舶を除く。） は、水路外にお いて、出航船の 進路を避けて待 たなければなら ないこと。 長さ五十メート ル以上の出航船 （総トン数五百 トン未満の船舶 を除く。）は、 運航を停止して 待たなければな らないこと。 長さ五十メート ル未満又は総ト	入航船は、入航 することができ ること。 長さ五十メート ル以上の出航船 （総トン数五百 トン未満の船舶 を除く。）は、 運航を停止して 待たなければな らないこと。 長さ五十メート ル未満又は総ト

			Fの文字 の点滅	Oの文字 の点滅	
		長さ百七十五メ ートル（油送船 にあつては、総 トン数五千ト ン）未満の入出 航船は、運航を停 止して待たなけ ればならないこ と。 長さ百七十五メ ートル（油送船 にあつては、総 トン数五千ト ン）以上の入出 航船は、運航を停 止して待たなけ ればならないこ と。	長さ百七十五メ ートル（油送船 にあつては、総 トン数五千ト ン）未満の入出 航船は、運航を停 止して待たなけ ればならないこ と。 長さ百七十五メ ートル（油送船 にあつては、総 トン数五千ト ン）以上の入出 航船は、運航を停 止して待たなけ ればならないこ と。	出航船は、出航 することができ ること。 長さ五十メート ル以上の入出航 船（総トン数五百 トン未満の船舶 を除く。）は、 水路外において 進路を避けて待 たなければなら ないこと。	入航船は、入航 することができ ること。 長さ五十メート ル未満又は総ト ン数五百トン未 満の入航船は、 入航することが できること。

			Xの文字 及びTの 文字の交 互点滅	Xの文字 及びIの 文字の交 互点滅	
		水路内において 航行中の入出航 船は、入出航す ることができ ること。 水路外にある長 さ五十メートル 以上の入出航船 （総トン数五百 トン未満の船舶 を除く。）は、 水路外において 航行中の入出 航船の進路を避	水路内において 航行中の入出航 船は、入出航す ることができ ること。 水路外にある長 さ五十メートル 未満又は総トン 数五百トン未満 の入出航船は、 入出航すること ができること。 信号が、間もな くIの文字の点 滅に変わること	水路内において 航行中の入出航 船の進路を避 けて待たなければ ならないこと 。水路外において 、水路内において 航行中の入出 航船の進路を避 けて待たなければ ならないこと 。水路外において 、水路内において 航行中の入出 航船の進路を避	航船は、入出航 することができ ること。 水路内において 航行中の入出航 船は、入出航す ることができ ること。 水路外にある長 さ五十メートル 以上の入出航船 （総トン数五百 トン未満の船舶 を除く。）は、 水路外において 航行中の入出 航船の進路を避

<p>Xの文字及びFの航行中の入出航船は、入出航す</p>	<p>水路内において、水路外にある長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができること。信号が、間もなくOの文字の点滅に変わること。</p>	<p>Xの文字及びOの航行中の入出航船は、入出航することができないこと。水路外にある長さ五十メートル以上の入出航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。</p>
-------------------------------	--	--

<p>Xの文字の点滅</p>	<p>Xの文字の点滅</p>	<p>文字の交わること。水路外にある長さ五十メートル以上の入出航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。</p>
----------------	----------------	--

<p>Fの文字の点滅</p>	<p>Oの文字の点滅</p>	<p>金城信西水路に 号所 おいては、三百十度方向に面する信号板による。 Iの文字の点滅、Oの文字及びEの長さ五十メートル以上の出航船は、入航することができ、運航を停止して待たなければならぬこと。 長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の出航船は、入航することができ、運航を停止して待たなければならぬこと。 長さ七十五メートル（油送船を除く。）は、運航を停止して待たなければならぬこと。</p>
----------------	----------------	--

<p>Xの文字及びIの航行中の入出航船は、入出航す</p>	<p>Xの文字及びIの航行中の入出航船は、入出航す</p>	<p>はWの文にあっては、総トン数五千トン（水路外にあっては、出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。） 長さ七十五メートル（油送船にあっては、総トン数五千トン）以上の出航船は、運航を停止して待たなければならぬこと。 長さ七十五メートル（油送船にあっては、総トン数五千トン）以上の出航船は、運航を停止して待たなければならぬこと。 長さ七十五メートル（油送船を除く。）は、運航を停止して待たなければならぬこと。</p>
-------------------------------	-------------------------------	--

<p>Xの文字及びOの航行中の入出航船は、入出航すること。減に変わることを除く。）は、水路外において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。</p>	<p>Xの文字及びOの航行中の入出航船は、入出航すること。減に変わることを除く。）は、水路外において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。</p>	<p>の出入航船は、入出航すること。減に変わることを除く。）は、水路外において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。</p>
---	---	--

<p>Xの文字及びEの航行中の入出航船は、入出航すること。減に変わることを除く。）は、水路外において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。</p>	<p>Xの文字及びEの航行中の入出航船は、入出航すること。減に変わることを除く。）は、水路外において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。</p>	<p>以上の出入航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、水路外において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。</p>
---	---	---

<p>Xの文字及びWの航行中の入出航船は、入出航すること。減に変わることを除く。）は、水路外において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。</p>	<p>Xの文字及びWの航行中の入出航船は、入出航すること。減に変わることを除く。）は、水路外において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。</p>	<p>信号が、間もなくEの文字の点減に変わることを除く。）は、水路外において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。</p>
---	---	---

<p>Oの文字の航行中の入出航船は、入出航すること。減に変わることを除く。）は、水路外において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。</p>	<p>Iの文字の航行中の入出航船は、入出航すること。減に変わることを除く。）は、水路外において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。</p>	<p>北水路の指示を受ける船舶は、入出航すること。</p>
--	--	-------------------------------

<p>Eの文字の点滅 長さ百七十五メートル（油送船にあつては、総トン数五千トン）以上の入航</p>		<p>Fの文字の点滅 長さ百七十五メートル（油送船にあつては、総トン数五千トン）以上の入航船は、水路外において、出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。 長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の入航船は、入航することができぬこと。</p>
---	--	--

<p>Wの文字の点滅 長さ百七十五メートル（油送船にあつては、総トン数五千トン）以上の入航船は、水路外において、出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。</p>	<p>船は、水路外において、出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。 長さ百七十五メートル（油送船にあつては、総トン数五千トン）以上の入航船は、運航を停止して待たなければならぬこと。</p>
--	---

<p>Xの文字及びIの文字の交互点滅 水路内において航行中の入出航船は、入出航することができぬこと。 水路外にある長さ五十メートル以上の入出航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、水路外において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。</p>	<p>（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、水路外において航行中の入出航船は、運航を停止して待たなければならぬこと。 長さ百七十五メートル（油送船にあつては、総トン数五千トン）以上の入出航船は、入出航することができぬこと。ただし、東水路を航行して出航しようとする長さ五十メートル以上の船舶（総トン数五百トン未満の船舶又は港長の指示を受けた船舶を除く。）は、運航を停止して待たなければならぬこと。</p>
---	---

<p>Xの文字及びFの文字の交互点滅 水路内において航行中の入出航船は、入出航することができぬこと。 水路外にある長さ五十メートル以上の入出航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、</p>	<p>Xの文字及びOの文字の交互点滅 水路内において航行中の入出航船は、入出航することができぬこと。 水路外にある長さ五十メートル以上の入出航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、</p>
---	---

<p>Xの文字及びEの航行中の入出航船は、入出航することができ互点滅</p>	<p>水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。水路外にある長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができること。信号が、間もなくEの文字の点</p>
--	--

<p>Xの文字及びWの航行中の入出航船は、入出航互点滅</p>	<p>減に変わること。水路外にある長さ五十メートル以上の入出航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。ただし、東水路を航行して出航しようとする船舶であつて、港長の指示を受けたものは、出航することができること。水路外にある長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができること。信号が、間もなくWの文字の点滅に変わること。</p>
---------------------------------	---

<p>四第一航路及び午起信号所（北緯三度四分三十九秒）</p>	<p>日及び午起信号所（北緯三度四分三十九秒）</p>	<p>Xの文字の点灯</p>	<p>行中の入出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。信号が、間もなくXの文字の点灯に変わること。港長の指示を受けた船舶以外の船舶は、入出航してはならぬこと。入出航は、入航すること。総トン数五百トン以上の出航船は、運航を停止して待たなければならぬこと。総トン数五百トン未満の出航船は、出航することができること。</p>
---------------------------------	-----------------------------	----------------	---

<p>毎三秒に赤色光二閃</p>	<p>総トン数五百トン以上の入出航船は、航路外において、出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。総トン数五百トン未満の入出航船は、入航することができること。</p>
------------------	--

<p>Xの文字及びOの文字の航行中の入出航船は、入出航すること。水路外にある総トン数五百トン</p>	<p>水路内において、入出航すること。水路外にある総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができると。信号が、間もなくIの文字の点滅に変わることを。</p>	<p>Xの文字及びIの航行中の入出航船は、入出航すること。水路外にある総トン数五百トン以上の入出航船は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。</p>	<p>水路内において、入出航すること。水路外にある総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができると。信号が、間もなくOの文字の点滅に変わることを。</p>
--	--	---	--

<p>Xの文字の点滅航行中の入出航船は、入出航すること。</p>	<p>水路内において、入出航すること。水路外にある総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができると。信号が、間もなくFの文字の点滅に変わることを。</p>	<p>Xの文字及びFの航行中の入出航船は、入出航すること。水路外にある総トン数五百トン以上の入出航船は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。</p>	<p>水路内において、入出航すること。水路外にある総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができると。信号が、間もなくOの文字の点滅に変わることを。</p>
----------------------------------	--	---	--

<p>Xの文字の点滅航行中の入出航船は、入出航すること。</p>	<p>水路内において、入出航すること。水路外にある総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができると。信号が、間もなくIの文字の点滅に変わることを。</p>	<p>水路内において、入出航すること。水路外にある総トン数五百トン以上の入出航船は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。</p>	<p>水路内において、入出航すること。水路外にある総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができると。信号が、間もなくXの文字の点滅に変わることを。</p>
----------------------------------	--	---	--

<p>Xの文字及びIの航行中の入出航船は、入出航すること。</p>	<p>水路内において、入出航すること。水路外にある総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができると。信号が、間もなくIの文字の点滅に変わることを。</p>	<p>Fの文字の点滅航行中の入出航船は、入出航すること。水路外にある総トン数四万トン（油送船にあつては千トン）以上の入出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。</p>	<p>Oの文字の点滅航行中の入出航船は、入出航すること。水路外にある総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができると。信号が、間もなくOの文字の点滅に変わることを。</p>
-----------------------------------	--	--	---

文字の交 互点減	航路外にある総トン数五百トン以上の入出航船は、航路外において、航路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。 航路外にある総トン数五百トン未満の入出航船は、入航することができると。 信号が、間もなくOの文字の点	Xの文字及びOの文字の交 互点減	航路内において航行中の入出航船は、入航することができると。 航路外にある総トン数五百トン以上の入出航船は、航路外において、航路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。 航路外にある総トン数五百トン未満の入出航船は、入航することができると。 信号が、間もなくIの文字の点減に変わること
-------------	--	---------------------	--

Xの文字の点減	航路内において航行中の入出航船は、入航することができると。 航路外にある入出航船は、航路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。 信号が、間もなくXの文字の点減に変わること	Xの文字及びFの文字の交 互点減	減に変わること 航路内において航行中の入出航船は、入航することができると。 航路外にある総トン数五百トン未満の入出航船は、入航することができると。 信号が、間もなくFの文字の点減に変わること
---------	--	---------------------	--

島	水港内航路	水島信百七十七度、二百（北緯三四十二度十四度及び三百二十八度方向分四十に面する三秒東信号板に経百三よる。	十三度Iの文字 四十五の点減 分三十 一秒	船舶は、入航してはならないこと。	Xの文字の点減	出航船は、出航することができると。 長さ七十メートル以上の入航船は、航路外において、出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、入航することができると。 長さ七十メートル未満の入航船は、入航することができると。
---	-------	--	--------------------------------	------------------	---------	--

Fの文字の点減	長さ二百メートル以上の入航船は、航路外において、出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。 長さ二百メートル以上の出航船は、運航を停止して待たなければならぬこと。	Xの文字及びIの文字の交 互点減	航路内において航行中の入出航船は、入航することができると。 航路外にある長さ七十メートル以上の入出航船は、航路外において、航路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、入航することができると。 航路外にある長さ七十メートル未満の入出航船は、入航することができると。 信号が、間もなくIの文字の点
---------	---	---------------------	--

<p>Xの文字及びIの文字の交互点減</p> <p>水路内において航行中の総トン数三百トン以上の入出航船は、入出航することができること。</p> <p>水路外にある総トン数三百トン以上の入航船は、B線以東の航路外において、水路内において</p>	<p>Fの文字の点減</p> <p>総トン数五百トン以上の入航船は、B線以東の航路外において、出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。</p> <p>総トン数五百トン以上の出航船は、運航を停止して待たなければならぬこと。</p> <p>総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができること。</p>	<p>四度三十分千三百三十五メートルの地点から三百四十九度に引いた線（以下B線という。）以東の航路外において、出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。</p> <p>総トン数三百トン未満の入航船は、入航することができること。</p>
--	---	--

<p>Xの文字及びOの文字の交互点減</p> <p>水路内において航行中の総トン数三百トン以上の入出航船は、入出航することができること。</p> <p>水路外にある総トン数三百トン未満の入出航船は、入出航することができること。</p> <p>信号が、間もなくOの文字の点減に変わる</p>	<p>Xの文字及びOの文字の交互点減</p> <p>水路内において航行中の総トン数三百トン以上の入出航船は、入出航することができること。</p> <p>水路外にある総トン数三百トン以上の入航船は、B線以東の航路外において、水路内において航行中の出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。</p> <p>出航しようとする船舶は、運航を開始してはならないこと。</p> <p>総トン数三百トン未満の入出航船は、入出航することができること。</p>	<p>航行中の出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。</p> <p>出航しようとする船舶は、運航を開始してはならないこと。</p> <p>総トン数三百トン未満の入出航船は、入出航することができること。</p> <p>信号が、間もなくOの文字の点減に変わる</p>
--	--	--

<p>Iの文字及びYの文字の交互点減</p> <p>入航船は、入航することができること。ただし、A線以南の若松第二区に向かう総トン数三百トン以上の船舶は、牧山信号所から三百十五度に引いた線以東の航路外において、A線以南の若松第二区又は若松第一区又は</p>	<p>Iの文字及びYの文字の交互点減</p> <p>入航船は、入航することができること。ただし、A線以南の若松第二区に向かう総トン数三百トン以上の船舶は、牧山信号所から三百十五度に引いた線以東の航路外において、A線以南の若松第二区又は若松第一区又は</p> <p>信号が、間もなくFの文字の点減に変わる</p>	<p>Xの文字及びFの文字の交互点減</p> <p>水路内において航行中の総トン数三百トン以上の入出航船は、入出航することができること。</p> <p>水路外にある総トン数三百トン以上の入航船は、B線以東の航路外において、水路内において航行中の出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。</p> <p>出航しようとする船舶は、運航を開始してはならないこと。</p> <p>総トン数三百トン未満の入出航船は、入出航することができること。</p>
--	---	--

<p>Oの文字及びKの文字の交互点減</p> <p>出航船は、出航することができること。ただし、A線以南の若松第二区から出航しようとする船舶は、運航を停止して待たなければならぬこと。</p> <p>総トン数三百トン以上の入航船は、B線以東の航路外において、出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。ただし、若松第一区又は洞岡北岸壁からA線以南の若松第二区に向かう船舶は、入航す</p>	<p>Oの文字及びKの文字の交互点減</p> <p>出航船は、出航することができること。ただし、A線以南の若松第二区から出航しようとする船舶は、運航を停止して待たなければならぬこと。</p> <p>総トン数三百トン以上の船舶は、運航を停止して待たなければならぬこと。</p> <p>総トン数三百トン未満の出航船は、出航することができること。</p>	<p>洞岡北岸壁に向かう船舶の進路を避けて待たなければならぬこと。</p> <p>総トン数三百トン以上の出航船は、運航を停止して待たなければならぬこと。</p> <p>ただし、A線以南の若松第二区から若松第一区又は洞岡北岸壁に向かう船舶は、出航することができること。</p> <p>総トン数三百トン未満の出航船は、出航することができること。</p>
---	--	--

二十四	横浜北水堤灯台から百五十二度
二十五	横浜北水堤灯台から百六十度三
二十六	横浜北水堤灯台から百八十度九
二十七	横浜北水堤灯台から百七十六度
二十八	横浜北水堤灯台から百八十七度
二十九	横浜北水堤灯台から百八十七度
三十	横浜北水堤灯台から百九十一度三
三十一	横浜北水堤灯台から二百四十四
三十二	横浜北水堤灯台から二百五十一
三十三	横浜北水堤灯台から二百七十六
三十四	横浜北水堤灯台から三百一度千
三十五	横浜北水堤灯台から三百九度三
三十六	横浜北水堤灯台から二百六十四
三十七	横浜北水堤灯台から八十五度五
三十八	横浜北水堤灯台から三度三十分
三十九	横浜北水堤灯台から三百五十二
四十	横浜北水堤灯台から三百三十七度
四十一	横浜北水堤灯台から三百三十八
四十二	横浜北水堤灯台から二十二度三
四十三	横浜北水堤灯台から四十六度三
四十四	横浜北水堤灯台から八十一度三
四十五	横浜北水堤灯台から九十六度三
四十六	横浜北水堤灯台から百五度三十
四十七	横浜北水堤灯台から百五度三十
四十七度	横浜北水堤灯台から百五度三十

四十八	横浜大黒防波堤西灯台から三百
四十九	横浜大黒防波堤西灯台から二十
五十	横浜大黒防波堤西灯台から二百九
五十一	横浜大黒防波堤西灯台から百三
五十二	横浜大黒防波堤東灯台から二百
五十三	横浜大黒防波堤東灯台から百三
五十四	鶴見信号所から百六十六度三十
五十五	鶴見信号所から百八十六度千八
五十六	鶴見信号所から二百八度三十分
五十七	鶴見信号所から二百六十三度千
五十八	鶴見信号所から三百二十三度六
五十九	川崎信号所から二百六十四度三
六十	川崎信号所から三百三度五百九十
六十一	川崎信号所から二百二度七十メ
六十二	川崎信号所から百三十三度三十分
六十三	川崎東扇島防波堤東灯台から八
六十四	横浜大黒防波堤東灯台から九十九
六十五	横浜大黒防波堤東灯台から三十八
六十六	鶴見信号所から百四十三度六百
六十七	鶴見信号所から百七十一度七百
六十八	鶴見信号所から百九十四度三十
六十九	鶴見信号所から二百八十六度三
七十	鶴見信号所から二十二度三十分二
七十一	鶴見信号所から五十一度三十分
七十二	鶴見信号所から四十七度千六十
七十三	鶴見信号所から五十三度千三百三
七十四	鶴見信号所から五十三度三十分
七十五	鶴見信号所から五十九度三十分
七十六	鶴見信号所から六十度三千六百
七十七	川崎信号所から二百五十四度三
七十八	川崎信号所から二百三十五度三
七十九	川崎信号所から百六十八度四百
八十	川崎東扇島防波堤東灯台から十度
八十一	川崎東扇島防波堤東灯台から百
八十二	横浜大黒防波堤東灯台から五十
八十三	横浜大黒防波堤東灯台から六十
八十四	横浜大黒防波堤東灯台から六十
八十五	横浜大黒防波堤東灯台から五十
八十六	川崎東扇島防波堤東灯台から百
八十七	川崎東扇島防波堤東灯台から百
八十八	川崎東扇島防波堤東灯台から百
八十九	川崎東扇島防波堤東灯台から百
九十	横浜大黒防波堤東灯台から六十九
九十一	横浜大黒防波堤東灯台から五十
九十二	横浜大黒防波堤東灯台から五十
九十三	横浜大黒防波堤東灯台から六十

七十二	鶴見信号所から四十七度千六十
七十三	鶴見信号所から五十三度千三百三
七十四	鶴見信号所から五十三度三十分
七十五	鶴見信号所から五十九度三十分
七十六	鶴見信号所から六十度三千六百
七十七	川崎信号所から二百五十四度三
七十八	川崎信号所から二百三十五度三
七十九	川崎信号所から百六十八度四百
八十	川崎東扇島防波堤東灯台から十度
八十一	川崎東扇島防波堤東灯台から百
八十二	横浜大黒防波堤東灯台から五十
八十三	横浜大黒防波堤東灯台から六十
八十四	横浜大黒防波堤東灯台から六十
八十五	横浜大黒防波堤東灯台から五十
八十六	川崎東扇島防波堤東灯台から百
八十七	川崎東扇島防波堤東灯台から百
八十八	川崎東扇島防波堤東灯台から百
八十九	川崎東扇島防波堤東灯台から百
九十	横浜大黒防波堤東灯台から六十九
九十一	横浜大黒防波堤東灯台から五十
九十二	横浜大黒防波堤東灯台から五十
九十三	横浜大黒防波堤東灯台から六十

名	東航第一号から第六十号までに掲げる地点を
古	西航と第六十号に掲げ第一号を結んだ線に
屋	路及びより囲まれた海面のうち第六十一号から
航	路北第六十七号までに掲げる地点を順次に結
路	んだ線及び第六十一号に掲げる地点と第
り	六十七号に掲げる地点とを結んだ線によ
り	り囲まれた海面以外の海面（航路を除く
一	名古屋北信号所から百五度三十分六
二	名古屋北信号所から百五十七度千六
三	名古屋北信号所から百九十九度三十
四	名古屋北信号所から二百五度二千六
五	金城信号所から三十一度三千五百十
六	金城信号所から三十四度三千六百三
七	金城信号所から四十四度二千三百七
八	金城信号所から四十八度三十分二千
九	金城信号所から五十九度二千九百メ
十	金城信号所から五十四度三千四百七
十一	金城信号所から五十八度三千七百
十二	金城信号所から六十五度三千二百
十三	金城信号所から七十度三千三百二
十四	金城信号所から六十七度二千二百
十五	金城信号所から百六十七度二千六
十六	金城信号所から百六十六度三十分
十七	金城信号所から百七十九度二千六
十八	高潮防波堤東信号所から七十一度
十九	高潮防波堤東信号所から七十一度

十九	高潮防波堤東信号所から八十度三十分三十三メートルの地点
二十	高潮防波堤東信号所から八十七度二千七百七十メートルの地点
二十一	高潮防波堤東信号所から八十四度二千三百八十メートルの地点
二十二	高潮防波堤東信号所から百二十度三十分九百九十メートルの地点
二十三	高潮防波堤東信号所から百二十四度三十分六十六メートルの地点
二十四	高潮防波堤東信号所から百三十八度六十八メートルの地点
二十五	高潮防波堤東信号所から百三十二度三十分七十七メートルの地点
二十六	高潮防波堤東信号所から百四十八度三十分九百五十五メートルの地点
二十七	高潮防波堤東信号所から百六十九度三十分八十八メートルの地点
二十八	高潮防波堤東信号所から百六十七度二千四百七十七メートルの地点
二十九	高潮防波堤東信号所から百七十九度三十分二千四百十メートルの地点
三十	高潮防波堤東信号所から百七十九度三十分三千六十メートルの地点
三十一	高潮防波堤東信号所から百八十八度三千九十九メートルの地点
三十二	高潮防波堤東信号所から百八十四度三千六百六十メートルの地点
三十三	伊勢湾灯標
三十四	伊勢湾灯標から三百五十三度三十分九百八十メートルの地点
三十五	前号に掲げる地点から三百三十一度三十分四千五百二十メートルの地点
三十六	前号に掲げる地点から三十八度三千七百三十メートルの地点
三十七	名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から二百九十九度四百三十三メートルの地点
三十八	名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から三百十五度三十分四百三十三メートルの地点
三十九	名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から三百三十二度三十分八十二メートルの地点
四十	名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から三百四十八度千四百十メートルの地点

四十一	名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から三百十三度三十分千五百八十八メートルの地点
四十二	名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から三百四十九度二千三百十メートルの地点
四十三	名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から三百五十九度二千五百十メートルの地点
四十四	名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から一度二千三百メートルの地点
四十五	名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から一度三千八百四十メートルの地点
四十六	名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から九度三千八百八十メートルの地点
四十七	名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から二十度三十分二千メートルの地点
四十八	名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から三十一度三十分九百九百メートルの地点
四十九	金城信号所から二百二十五度九百四十メートルの地点
五十	金城信号所から二百二十八度三十分七十五メートルの地点
五十一	金城信号所から二百二十三度三十分二千七百七十七メートルの地点
五十二	金城信号所から三百三十六度三十分九百九百メートルの地点
五十三	金城信号所から二百十度三十分二百三十メートルの地点
五十四	金城信号所から百六十七度三十分二百十メートルの地点
五十五	金城信号所から三十四度千八百メートルの地点
五十六	金城信号所から二十三度三十分二千九百メートルの地点
五十七	金城信号所から二十五度二千七百七十メートルの地点
五十八	金城信号所から二十一度三十分三千七百メートルの地点
五十九	名古屋北信号所から二百四十四度三十分七十九メートルの地点
六十	名古屋北信号所から二百五十九度三十分三百四十メートルの地点
六十一	名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から六十三度二千二百メートルの地点
六十二	高潮防波堤東信号所から三十八度三十分四百七十メートルの地点

六十三	高潮防波堤東信号所から二百四度三十分七百七十メートルの地点
六十四	高潮防波堤東信号所から二百二十度九百四十メートルの地点
六十五	名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から二百十八度九百十メートルの地点
六十六	名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から二十九度百メートルの地点
六十七	名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から五十六度三十分千六百十メートルの地点

神	阪
路	路
一	堺浜寺北防波堤灯台(北緯三十四度三十三分二十九秒東経百三十五度二十四分三十四秒)から百八十四度三十分三百メートルの地点
二	大阪灯台(北緯三十四度三十八分三十七秒東経百三十五度二十二分四十五秒)から二百二十二度三十分一万六千五百メートルの地点
三	大阪灯台から二百二十度一万五千五百メートルの地点
四	大阪灯台から二百二十六度五千六百二十メートルの地点
五	大阪灯台から二百三十度三十分五千五百二十メートルの地点
六	大阪灯台から二百三十二度四千八百五十メートルの地点
七	大阪灯台から二百二十三度四千六百七十メートルの地点
八	大阪南港南防波堤灯台から三百三十三度千六百十メートルの地点
九	大阪南港南防波堤灯台から九十二度三十分六十分メートルの地点
十	大阪南港南防波堤灯台から九十九度千八百八十メートルの地点
十一	大阪南港南防波堤灯台から百四十四度千六百六十メートルの地点
十二	大阪南港南防波堤灯台から百二十二度三十分五百八十メートルの地点
十三	大阪南港南防波堤灯台から三百三十三度三十分百メートルの地点
十四	堺泉北大和川南防波堤北灯台(北緯三十四度三十六分十八秒東経百三十五

度二十三分十七秒)から三百五十七度三十分三百七十メートルの地点	
十五	堺泉北大和川南防波堤北灯台から五十二度五百九十メートルの地点
十六	堺泉北大和川南防波堤北灯台から百十一度三十分三千七百二十メートルの地点
十七	堺泉北大和川南防波堤北灯台から百二十二度三十分五千六百六十メートルの地点
十八	堺泉北大和川南防波堤北灯台から百十五度五千三百七十メートルの地点
十九	堺泉北大和川南防波堤北灯台から百十五度三十分三千七百五十メートルの地点
二十	堺泉北大和川南防波堤北灯台から九十一度三十分六百四十メートルの地点
二十一	堺泉北大和川南防波堤北灯台から七十五度三十分二百九十メートルの地点
二十二	堺泉北大和川南防波堤北灯台から三百四十八度七十七メートルの地点
二十三	堺浜寺北防波堤灯台から二百六十九度三十分八十八メートルの地点
二十四	堺浜寺北防波堤灯台から二百二十四度三十分三十メートルの地点
二十五	神戸第七防波堤西灯台(北緯三十四度四十分八秒東経百三十五度十五分十四秒)から三百二十七度三十分八百三十メートルの地点
二十六	神戸第七防波堤西灯台から百五十度三十分三千三十メートルの地点
二十七	大阪灯台から二百五十六度六千六百メートルの地点
二十八	平磯灯標(北緯三十四度三十七分十八秒東経百三十五度三十五分五十五秒)から九十七度一万二千三百三十メートルの地点
二十九	平磯灯標から九十二度九千四百三十メートルの地点
三十	神戸第七防波堤西灯台から百七十三度三千七百八十メートルの地点

七	神戸第七防波堤西灯台から百五十九度三十分三千九十九メートルの地点
八	神戸第七防波堤西灯台から二百九十六度三十分九百七十メートルの地点
九	次に掲げる地点を順次に結んだ線及び第一号に掲げる地点と第八十二号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海面
十	門司船通航海信号所から二百五十九度千七百四十メートルの地点
十一	門司船通航海信号所から二百五十二度三十分八百八十メートルの地点
十二	門司船通航海信号所から二百八十六度三十分三千二百メートルの地点
十三	門司船通航海信号所から二百八十九度三千百メートルの地点
十四	門司船通航海信号所から二百九十九度三千百メートルの地点
十五	門司船通航海信号所から三百零一度三千百メートルの地点
十六	門司船通航海信号所から三百零九度二千二百メートルの地点
十七	門司船通航海信号所から三百一十七度二千二百メートルの地点
十八	門司船通航海信号所から三百二十三分九百四十メートルの地点
十九	門司船通航海信号所から三百三十三度三千九百三十メートルの地点
二十	門司船通航海信号所から三百四十七度二千三百三十メートルの地点

二十一	門司船通航海信号所から三百五十九度千七百四十メートルの地点
二十二	門司船通航海信号所から三百五十八度三十分八百八十メートルの地点
二十三	門司船通航海信号所から三百八十六度三十分三千二百メートルの地点
二十四	門司船通航海信号所から三百八十九度三千百メートルの地点
二十五	門司船通航海信号所から三百九十九度三千百メートルの地点
二十六	門司船通航海信号所から四百零九度二千二百メートルの地点
二十七	門司船通航海信号所から四百一十七度二千二百メートルの地点
二十八	若松洞海湾口防波堤灯台から四百零九度二千七百メートルの地点
二十九	若松洞海湾口防波堤灯台から四百一十七度二千七百メートルの地点
三十	若松洞海湾口防波堤灯台から四百二十八度二千五百七十メートルの地点
三十一	若松洞海湾口防波堤灯台から四百三十一度二千六百七十メートルの地点
三十二	若松洞海湾口防波堤灯台から四百三十二度二千六百四十メートルの地点
三十三	若松洞海湾口防波堤灯台から四百三十三度二千六百四十メートルの地点
三十四	若松洞海湾口防波堤灯台から四百三十七度二千六百四十メートルの地点
三十五	若松洞海湾口防波堤灯台から四百三十八度二千六百四十メートルの地点
三十六	若松洞海湾口防波堤灯台から四百三十九度二千六百四十メートルの地点
三十七	若松洞海湾口防波堤灯台から四百四十三度二千六百四十メートルの地点
三十八	若松洞海湾口防波堤灯台から四百四十四度二千六百四十メートルの地点
三十九	若松洞海湾口防波堤灯台から四百四十九度二千六百四十メートルの地点
四十	若松洞海湾口防波堤灯台から四百五十一度二千六百四十メートルの地点
四十一	若松洞海湾口防波堤灯台から四百五十六度二千六百四十メートルの地点
四十二	若松洞海湾口防波堤灯台から四百五十七度三千二百六十メートルの地点
四十三	若松洞海湾口防波堤灯台から四百五十八度三千二百六十メートルの地点
四十四	若松洞海湾口防波堤灯台から四百五十九度三千二百六十メートルの地点

四十五	和合良島頂から二百五十七度二千八百五十メートルの地点
四十六	和合良島頂から二百五十七度四百六十メートルの地点
四十七	若松洞海湾口防波堤灯台から四百五十七度二千六百四十メートルの地点
四十八	若松洞海湾口防波堤灯台から四百五十八度二千六百四十メートルの地点
四十九	六連島ウノノ鼻から二百二十三度四百八十メートルの地点
五十	六連島灯台から百九十六度三十分千三百四十メートルの地点
五十一	六連島灯台から百七十二度六百九十メートルの地点
五十二	六連島灯台から七十三度六百六十メートルの地点
五十三	六連島灯台から三度三十分
五十四	六連島灯台から三十七度三十分
五十五	六連島灯台から七十六度千七百メートルの地点
五十六	次号に掲げる地点から四十二度四十三度千七百七十メートルの地点
五十七	竹ノ子島台鼻から三百十度三百七十七メートルの地点
五十八	若松洞海湾口防波堤灯台から六十八度千九百九十メートルの地点
五十九	若松洞海湾口防波堤灯台から六十九度二千七百二十メートルの地点
六十	門司船通航海信号所から三百二十三度二千九百三十メートルの地点
六十一	門司船通航海信号所から三百二十二度二千四百八十メートルの地点
六十二	門司船通航海信号所から三百三十三度三十分千六百二十メートルの地点
六十三	門司船通航海信号所から三百四十三度千六百六十メートルの地点
六十四	門司船通航海信号所から三百五十三度千七百七十メートルの地点
六十五	門司船通航海信号所から七度三十分千八百九十メートルの地点
六十六	門司船通航海信号所から十三度三十分千八百九十メートルの地点

六十七	門司船通航海信号所から二百二十二度四千二百二十メートルの地点
六十八	門司船通航海信号所から二百二十八度三十分三千九百八十メートルの地点
六十九	門司船通航海信号所から二百四十度三千四百六十メートルの地点
七十	門司船通航海信号所から二百三十八度三千二百五十メートルの地点
七十一	門司船通航海信号所から二百三十七度二千八百四十メートルの地点
七十二	門司船通航海信号所から二百三十九度二千三百六十メートルの地点
七十三	門司船通航海信号所から二百四十四度二千メートルの地点
七十四	門司船通航海信号所から二百五十七度九百メートルの地点
七十五	門司船通航海信号所から二百二十五度五百七十メートルの地点
七十六	門司船通航海信号所から三十度千八百九十メートルの地点
七十七	門司船通航海信号所から三百二十四度三十分四千五百九十メートルの地点
七十八	門司船通航海信号所から三百三十八度四千二百九十メートルの地点
七十九	門司船通航海信号所から三百四十度三千八百七十メートルの地点
八十	門司船通航海信号所から三百四十三度四千三百九十メートルの地点
八十一	次号に掲げる地点から三百三十九度三千五百九十メートルの地点
八十二	門司船通航海信号所から五十六度三十分千九百五十メートルの地点

別表第六(第二十條の六關係)	
区域	
東京	JERA扇島LNGパース灯(北緯三十五度二十八分十五秒東経百三十九度四十四分二十秒)を中心とする半径百七十七メートルの円弧のうち同灯からそれぞれ五十四度及び百六十八度に引いた線以东の部分、東京ガス扇島LNGパース灯(北緯三十五度二十七分四十三秒東経百三十九度四十三分八秒)を中心とする半径百七十七メートルの円弧のうち同灯からそれぞれ百三十五度三十分及び百八十三度三十分千八百九十メートルの地点
浜	

灯台から百九十四度四千二百四十メートルの地点を中心とする半径三千七百メートルの圆弧のうち同地点からそれぞれ五十八度及び九十六度に引いた線以東の部分、第一号及び第二号に掲げる地点を結んだ線、第三号及び第四号に掲げる地点を結んだ線、第五号及び第六号に掲げる地点を結んだ線、第七号から第九号までに掲げる地点を順次に結んだ線、第十号から第十二号までに掲げる地点を順次に結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面
一 横浜大黒防波堤西灯台から百四十九度三十分五千二百二十メートルの地点
二 横浜大黒防波堤西灯台から百七十八度三十分四千四百九十メートルの地点
三 横浜大黒防波堤西灯台から百九十一度四千四百四十メートルの地点
四 横浜大黒防波堤西灯台から百九十七度三十分四千二百二十メートルの地点
五 横浜大黒防波堤西灯台から二百十八度三十分九百七十メートルの地点
六 横浜大黒防波堤西灯台から四十度二百六十メートルの地点
七 横浜大黒防波堤東灯台から二百四十七度三十分六百五十メートルの地点
八 横浜大黒防波堤東灯台
九 川崎扇島南西端（北緯三十五度二十七分五十二秒東経百三十九度四十二分四十六秒）
十 川崎扇島南東端（北緯三十五度二十八分三十七秒東経百三十九度四十四分三十一秒）
十一 川崎扇島防波堤西灯台（北緯三十五度二十八分五十一秒東経百三十九度四十五分三秒）
十二 川崎扇島防波堤東灯台から二百四十四度千二百二十メートルの地点